

漢文史料に見える古代龜茲出身者の白・帛姓の再検討（一）
— 前漢から隋代まで —

齊藤達也

漢文史料に見える古代龜茲出身者の白・帛姓の再検討（一）

—前漢から隋代まで—

齊藤達也

はじめに

クチャ（龜茲）は古代タリム盆地の最大のオアシス国家であり、仏教文化が栄えた地でもあった。そのため内陸アジアと中国との交渉や、中国での仏教の普及と仏典漢訳上、この国は重要な位置を占めた。こうした理由からクチャや同国人の対外交渉は漢文文献に多く記録されている。前漢以降、中国で知られた、あるいは活動したクチャ出身者は正史などの歴史書や仏教文献に記録されている。

漢人文化圏では後漢時代以降、西域出身者はほぼ出身国別に特有の姓氏（≡胡姓）を次第に称するようになった。^①クチャ出身者も例外ではなく、通説では、後漢以降、唐代まで白あるいは帛姓が同国の王族や出身者の姓氏として用いられたとされている。^②この通説の前提となる主な史実は次の三つにまとめられる。

- 〈1〉後漢時代から複数の龜茲王が白（帛）の字を伴う人名を有していた。
- 〈2〉魏晋時代を中心に、龜茲国を含め西域出身の白（帛）姓の仏教僧が存在した。
- 〈3〉隋唐時代の文献には龜茲の王姓が白であると明記され、その他にも白姓を持つ同国人の事例が多く伝え

られている。^③

これらを基に白(帛)姓はクチャ出身者の胡姓と認められている。その結果、白(帛)姓は漢文史料においてクチャ出身者を見分ける標識となっており、古代内陸アジア・中国の交渉史や仏教史上、クチャ出身者の活動を跡付けるための重要な手段となっている。

ところが龜茲の王名を伝える正史の西域伝や西域出身僧の伝記等を読んでいるうちに筆者は先の通説に疑問を持つようになった。まず(1)に関して、南北朝末以前では、王姓が白であると明記した信頼できる記録が不足している。また(3)を基に時代をさらに遡って「白(帛)」が龜茲人の姓氏であったと想定すると、それと矛盾する王名・僧名が(1)・(2)に関わる文献中にいくつも見つかるからである。

このような問題意識に基づいて本稿では、本当に後漢時代に「白(帛)」が龜茲人の胡姓として確立し隋代にまでそのまま継承されたのか、再検討してみたい。この問題は単に胡姓の歴史に関わるだけではない。龜茲の王統は後漢から唐代まで約七百年間続いたとの見解がある。^④また四世紀に中国で活動し、白(帛)姓を持つと伝えられる西域出身僧の仏図澄と尸梨蜜は龜茲出身と見なされることも多い。これらの見解は白(帛)姓の一貫性を前提に考えられている。そのため白(帛)姓の再検討はクチャの歴史や中国仏教史を研究する上でも意義があるはずである。

龜茲出身者の白(帛)姓について従来多く研究されているのは語源の問題であるが、定説はない。^⑤クチャ周辺出土のトカラ語・サンスクリット語文献に記されたクチャ諸王の名と、漢文史料中の白(帛)姓との間には、衆人を納得させられるような直接的関係は現在認められないようである。^⑥筆者も今のところ成案がないので、この問題には立ち入らない。本稿では、漢文史料中の龜茲の王名等に伴う「白(帛)」が真に姓氏として記されているかを中心に検証し、語源の問題とは異なる角度から同国の白(帛)姓を考察する。

龜茲人の白(帛)姓については考察すべき問題が多岐にわたるので、そのすべてを本稿のみで論ずることはできない。そのため本稿の考察の主な範囲は前記(1)・(2)に関わる史料に限ることとする。(3)に関しては、唐初編纂の『周書』・『隋書』に記された龜茲国の王姓の問題のみ扱い、唐代の龜茲人の白姓に関わるその他の諸史料や問題については別の機会に論じたい。また、正史や出土文献中における白(帛)姓の龜茲人の全般的調査も重要課題である。本稿ではこの中の一部の調査結果を示すのみとし、全般的な調査は将来の課題としたい。

※ 姓名の「名」(いわゆる下の名前)は「名」(名前と同意義)と表記上区別しにくいので、本稿では、前者のかわりに「個性」の語を用いることにする。

※ 本稿で引用する中国正史のテキストは基本的に「標点本」に基づく。それ以外の引用史料のテキストは本稿文献目録所掲のものを用い、頁表記もそれによる。すべての引用史料の句読点は筆者の判断による。

第一章 前漢・後漢時代

(一) 前漢の龜茲王絳賓

龜茲王の名が記録に残っているのは前漢からであり、最初に名が知られる王は絳賓である。『漢書』卷九六下西域伝下の渠犂の条に絳賓とその子でやはり龜茲王の承德の名が伝えられている。『漢書』には「龜茲王絳賓」あるいは「絳賓」の形式で複数回出てくるが、一字省略した形では記されていないので、これは姓氏を含まない個名である。また当王家の姓氏も書かれていない⁷⁾。この点は他の西域諸王も同じである。絳賓の名は前漢の同時史料にも見出されている。敦煌東方の懸泉遺跡で出土した漢簡の中には

詔醫偃く博皆以請詔治龜茲王絳賓病滿五歲咸以 建昭元年十二月乙丑朔甲戌敦煌… (H90D.XT0216②:767)

という史料がある。^⑧建昭元年は前漢の年号で西曆紀元前三十七年に当たる。おそらくこれが龜茲王の名を伝える現存最古の史料であろう。この史料から、王名が個名のみで書かれるのはこの時代の習慣であり、後世の史書の編集過程での改変によるものではないことがわかる。

(一) 後漢の龜茲王白霸・白英

後漢時代においても西域諸王の名は多く知られ、主に范曄『後漢書』卷四七班梁列伝・卷八八西域伝や袁宏『後漢紀』の諸々の条に現れている。

龜茲王の白(帛)姓との関係において重要なことは、白霸という、初めて「白」を伴う王名がこれら史料に現れるということである。通説では、この時代に龜茲王の白姓が始まったということになる。しかし後代まで、白霸が白姓の龜茲王家の始祖であると記す史料は見当らない。また当然のことながら、龜茲の王名を含む『後漢紀』・『後漢書』の記述は、後代の「龜茲の王姓は白」という記述の影響を受けて書かれているわけではない。したがって後代の記述と切り離して、この時代の王名が記録されている史料自体を記述の形式などの観点からまず調べてみる必要がある。

ここで取りあげる史料は、范曄『後漢書』班梁列伝・西域伝である。これらの伝には龜茲以外の西域諸国の王名も数多く現れている。そこで龜茲の王名自体について考える前に、これら列伝中の他の西域諸国の王名を見て全体的な名前の記述形式を調べてみたい。この中に記された龜茲・焉耆・疏勒・莎車・于闐・鄯善の王名は次のとおりである。

表一 『後漢書』班梁列伝・西域伝中の西域王名

龜茲	則羅（莎車王賢の子）・身毒・建・尤利多・白霸・白英
焉耆	元孟・広・舜
疏勒	兜題（本龜茲人）・成大・成・忠（元の名は楡勒※）・安国・和得・臣盤・遺腹（臣盤の甥） ※『後漢書』班梁列伝の李賢註（二五七四頁）に基づく。
莎車	延・康（延の子）・賢（康の弟）・不居微（賢の「質子」）・斉黎（不居微の弟）
于闐	兪林・位侍（兪林の弟）・休莫霸・広徳（休莫霸の甥）・放前・建・安国（建の子）
鄯善	安・広・尤還

問題の龜茲を別として他の五国の王名を見ても王姓らしきものは見られない。また一字だけの王名があることから見ても、これらの王名は当然王姓を含んでいないと考えるべきである。また『後漢紀』の方でもやはり記述の形式は同じである。その上『後漢書』中の両列伝と『後漢紀』には、龜茲を含め西域諸国の王姓に関する記述は見当たらない。

表中の一部の王名は後漢時代編纂の現存史料にも現われる。表中の「鄯善王広」・「于闐王広徳」・「疏勒王忠」・「焉耆王広」の名は後漢時代の『東觀漢記』巻一六班超伝の佚文中にも見られ、同じ形式で王名が記載されている（六七七―六七八頁）。

また表一中の疏勒王和得については、

至靈帝建寧元年、疏勒王漢大都尉於獵中爲其季父和得所射殺、和得自立爲王。三年、涼州刺史孟佗遣從事任涉將敦煌兵五百人、與戊（己）司馬曹寬西域長史張晏、將焉耆龜茲車師前後部、合三萬餘人、討疏勒、攻楨

漢文史料に見える古代龜茲出身者の白・帛姓の再検討（一）（齊藤）

中城、四十餘日不能下、引去。其後疏勒王連相殺害、朝廷亦不能禁。〔『後漢書』卷八八西域伝、疏勒国の条〕

という記事がある。そしてこの事件は、多少内容に食い違いがあるものの、同時代史料である『曹全碑』(中平二(一八五)年作)にも記されている。

君諱全、字景完、敦煌效穀人也。…建寧二年、擧孝廉、除郎中、拜西域戊部司馬。時疏勒國王和德弑父篡位、不供職貢。君興師征討。…攻城野戰、謀若涌泉、威卒諸貢、和德面縛歸死。…〔『曹全碑』¹¹〕

一般に、先の史料中の「曹寛」はこの曹全(字は景完)の名が誤つて伝えられたものと認められている。またここでは王の名が「和徳」と表記され『後漢書』の和徳と異なる。しかし先行研究では、『後漢書』と碑文の内容の比較から和徳と和徳は同一人物と認められており、得と徳の違いは、相互の音通によりどちらかの原史料が字を誤つた結果に過ぎないと見なされている¹²。この同時代史料においても疏勒王の名は個名のみで書かれている。曹全の出征した建寧三(一七〇)年頃には、後世胡姓を付けて呼ばれる安世高や支樓迦讖がすでに中国内で活動していたが、西域王名を個名で記す習慣はまだ続いていたことがわかる。

以上により、後漢時代も西域諸王の名は個名のみで書かれるのが通例であり、後世の史書の編集過程での改変によるものではないことがわかる。このような記述形式の傾向から類推すると、龜茲国の王名(白霸と白英)だけが姓氏を付けていると考えるのは不自然である。

次に王名の「白霸」・「白英」の記述形式を考察する。『東觀漢記』の佚文中には「白霸」・「白英」の名は見当たらない。両王名が現れるのは『後漢紀』・范曄『後漢書』中の次の記事である。

・今宜拜龜茲侍子白霸爲其國王。〔『後漢紀』卷一一、後漢孝章皇帝紀上、建初三(七八)年の条、三一五頁〕

・今宜拜龜茲侍子白霸爲其國王。〔『後漢書』卷四七、班梁列伝、班超の条〕

・拜白霸爲龜茲王、遣司馬姚光送之。超與光共脅龜茲廢其王尤利多而立白霸、(同前)

・乃譎説龜茲王白霸、欲入共保其城、白霸許之。吏人固諫、白霸不聽。(同列伝、梁懂の条)

・而龜茲王白英猶自疑未下、勇開以恩信、白英乃率姑墨・溫宿自縛詣勇降。(同列伝付、班勇の条)

『後漢紀』の方は一度しか白霸の名が出てこない。一方『後漢書』の中には「白霸」の名が六回、「白英」の名が二回出てくる。その中で「白」の字は一度も省略されていない。定説では「白霸」・「白英」の「白」は王姓とされている。しかし名が繰り返して記される場合、姓氏なら、二度目以降は省略されるのが漢文の一般的な習慣である。そうならない以上、「白」の部分は姓ではなく、個名の一部としてしか解釈できない。¹³⁾

今まで『後漢書』の二つの列伝を取り上げ、その中で西域諸国の王名の総体と、龜茲国の王名の「白霸」・「白英」自体の記述形式を検討してきた。その両面から見て、「白霸」・「白英」は一かたまりの個名だと言える。ところが今までの龜茲の白姓に関わる諸研究はこの点にまったく注意を払ってこなかった。龜茲国人の白姓が形成された時期は根本的に考え直さなければならぬのである。¹⁴⁾

第二章 三国・西晋・五胡十六国時代の仏教僧等の白(帛)姓

(一) 三国時代の涼州胡王白虎文

後漢の二世紀中頃から三国時代の間に康・安姓などの胡姓が形成された。¹⁵⁾ この時代の白姓に関わる史料としては、

十年、涼州胡王白虎文・治無戴等率眾降、衛將軍姜維迎逆安撫、居之于繁縣。

(『三国志』 卷三三、蜀書三、後主劉禪伝、建興一〇(二三三)年の条)

という記録がある。この前後を含めて「白虎文」の名は右の一度しか記されず、またこの人物は涼州胡王であり

漢文史料に見える古代龜茲出身者の白・帛姓の再検討(一)(齊藤)

漢人ではないので、厳密には「白」は姓氏なのか個名の一部なのか確定できない。しかし同時代には、

諸葛亮集載(劉) 禪三月下詔曰、涼州諸國王各遣月支・康居胡侯、支富・康植等二十餘人、詣受節度、大軍北出、便欲率將兵馬、奮戈先驅。

(『三国志』卷三三、蜀書後主伝、建興五(二二七)年の条、裴注)

という記録も残されている。これにより当時の涼州では胡侯(おそらく現地の胡人集団の有力者)が康や支といった胡姓を称していたことが確実である。そこから類推すると、似た身分の白虎文も白姓を称していた可能性がある。ただし白虎文の具体的な出身地や先祖は書かれていない。そのため名前の「白」の部分が生氏であったとしても、当時龜茲人が白姓を称していた確証とはならない。

(二) 三国・西晋時代の白(帛)姓の仏教僧

後漢後期・三国・西晋時代の胡姓の人物は僧伝や訳経史料など仏教文献に多く記録され、正史には少ない。以下主に僧伝史料などの仏教文献に記録された人物を見てゆく。

『出三藏記集』・『高僧伝』には三国時代の正始末から甘露年間の頃(西暦二五〇年代)、白(帛)延(出身不明)が首楞嚴経を訳したとの言い伝えがある。¹⁷しかしこれは後の東晋時代の帛延の事績が誤って伝えられたという鎌田茂雄氏の説があり、架空の人物の恐れがある。したがって白(帛)姓の確実な例とはし難い。

白(帛)姓を付けた僧のより確かな例として帛元信と帛法祖が挙げられる。

太康七(二八六)年八月十日。燉煌月支菩薩沙門法護、手執胡經、口宣出正法華經二十七品。…九月二日訖。

天竺沙門竺力・龜茲居士帛元信共參校。

(『出三藏記集』卷八 正法華経記六、三〇四頁)

これには、帛元信が龜茲出身であることが明記されているが、これを含め『出三藏記集』中の記録には「元信」とのみ記された記述は見当たらない。(『高僧伝』にはこの人物の記録なし)。そのため帛が姓、元信が個名

と完全にわかる名の書かれ方がされていない。

もう一人の帛法祖については、

惟逮菩薩經 一卷今闕。

右一部、凡一卷。晉惠帝時、沙門帛法祖譯出。

帛遠字法祖。本姓萬氏。河內人。

〔『出三藏記集』卷二、四四頁〕
〔同前書卷一五、五五九頁〕

とあり漢人であることは確かである。そして本姓が万であることから「帛」も仏教僧としての姓氏であることがわかる。¹⁹⁾この時代の仏教僧には、竺法護のように師匠の姓氏を称する習慣があった。したがって帛法祖の「帛」も師匠の姓氏と考えられる。また帛法祖は惟逮菩薩經を翻訳したが、「善通胡漢之語」と伝えられ、²⁰⁾これは胡人の師匠からインド系の言語を学ばないといけないはずである。これから推測すると「帛」はもともと胡姓である。

このことも考えあわせれば、帛法祖とほぼ同時期の帛元信の「帛」が胡姓であることはより確実になる。以上のように姓氏の記述形式を厳密に再検討すると、現存史料中で白(帛)姓を付けた亀茲出身者の最古の事例は三世紀後半の帛元信であると言える。しかし遡って前述の白虎文や、実在であれば白(帛)延も胡姓としての白(帛)姓を付けていた可能性がある。したがって胡姓としての白(帛)姓が三国時代には存在していたことも否定しきれない。それでは白(帛)姓は亀茲出身者専用の胡姓であったのか。次にこれを、仏図澄と尸梨蜜の白(帛)姓を検討して考えてみたい。

(二) 仏図澄と尸梨蜜

西晋の永嘉年間(三〇七―三二二年)に洛陽にやってきた仏図澄の来歴については主に以下の史料がある。²¹⁾

漢文史料に見える古代亀茲出身者の白・帛姓の再検討(一)(齊藤)

竺佛圖澄

〔名僧伝〕卷四外国法師四の目録)

竺佛圖澄者、西域人也。本姓帛氏。少出家、清真務學、誦經數百萬言、善解文義。雖未讀此土儒史、而與諸學士論辯疑滯、皆闡若符契、無能屈者。自云、再到罽賓受誨名師、西域咸稱得道。以晉懷帝永嘉四年、來適洛陽。

〔高僧伝〕卷九神異上、仏図澄伝、三四五頁)

澄別傳曰、道人佛圖澄、不知何許人。出於燉煌、好佛道、出家爲沙門。永嘉中、至洛陽、：

〔世說新語〕言語二、四五、劉孝標注)

邢州内丘縣西、古中丘城寺有碑、後趙石勒光初五年所立也。碑云、太而上佛圖澄願者、天竺大國罽賓小王之元子。本姓濕。所以言濕者、思潤里(一作理)國、澤被無外、是以號之爲濕。按高僧傳・名僧傳・晉書藝術傳、佛圖澄並無此姓。今云姓濕、亦異聞也。大曆中、予因行縣、憩于此寺、讀碑見之、寫寄陸長源。長源大喜、復書致謝。

〔封氏聞見記〕卷八、仏図澄姓)

以上によると仏図澄の姓氏は竺姓(『名僧伝』目録・『高僧伝』)、本姓帛(『高僧伝』)、本姓濕(『封氏聞見記』所引の碑文)と伝えられ、複數ある。また出身地も西域(『高僧伝』)、天竺大國罽賓(前記碑文)、出身不明で敦煌から來住(澄別伝)と、諸説ある。

尸梨蜜の來歴についての主な史料は次の通りである。²²⁾

尸梨蜜、西域人也。時人呼之爲高座。傳云、國王之子、當承繼世、而以國讓弟、闍軌太伯。既而悟心天啟。遂爲沙門。蜜天資高朗、風骨邁舉。直爾對之、便自卓出於物。西晉永嘉中、始到此土、止建初寺。

〔出三藏記集〕卷一三、尸梨蜜伝、五二二頁)

白尸梨蜜

〔名僧伝〕卷一外国法師一の目録)

帛尸梨蜜多羅、此云吉友。西域人。時人呼爲高座。傳云、國王之子、當承繼世、而以國讓弟、闍軌太伯。既

而悟心天啟、遂爲沙門。密天姿高朗、風神超邁。直爾對之、便卓出於物。晉永嘉中、始到中國。值亂仍過江、止建初寺。

〔高僧傳〕卷一 訳経上、帛尸梨蜜傳、二九—三〇頁

高座別傳曰、和尚胡名帛尸梨蜜、西域人。傳云、國王之子、以國讓弟、遂爲沙門。永嘉中、始到此土、止於大市中。

〔世說新語〕言語二、三九、劉孝標注

塔寺記曰、帛尸梨蜜、宋曰高坐。…卒於梅岡、即葬焉。晉元帝（筆者註…成帝の誤りか）於冢邊立寺、因名高坐。（同前）

以上によると尸梨蜜の姓氏は、記録なし（『出三藏記集』）、帛（『高僧傳』・高座別傳・塔寺記）、白（『名僧傳』目録）となっていて、伝統的に帛あるいは白であり、記録のない『出三藏記集』を勘案しても、これと矛盾する別の姓氏は伝えられなかったと見てよい。また出身地も「西域」（『出三藏記集』・『高僧傳』・高座別傳）で一致している。

仏囟澄と尸梨蜜の姓氏・出身地に関する共通の記述を探せば、西域出身・帛姓ということになる。このことから帛姓は、漠然と西域出身であるということに対応していると見てよい。

一方、先の帛元信の例から類推すると、帛（白）が亀茲出身者専用の姓氏であり仏囟澄と尸梨蜜も亀茲出身と見てよいのであろうか。そう見るのが従来の通説であった。²³⁾

ところがこれに対し近年、霍旭初氏が根本的な異論を唱えた（『霍旭初二〇—二三』）。氏は、『出三藏記集』・『高僧傳』に記録された帛（白）姓の仏教僧の出身地が天竺・西域・亀茲・中国本土など様々に記され一致しないことに注目した。そして尸梨蜜について、具体的な出身地は不明であるが実際はインド生まれであろうと推測し、仏囟澄を生粋のインド人とする。そして兩人の帛姓は本姓ではなく、後に付加された姓氏とする。これらを基に氏は先述の通説を否定した。氏の結論をまとめると以下の三つのとおりである。

（イ）帛姓は本来、亀茲を含む中央アジアとインドを包括する「西域」で流通していた仏教僧の姓氏であって、

龜茲出身僧専用の姓氏ではない。

〈ロ〉僧姓(法姓)である帛姓は、世俗の姓氏である龜茲王家の白姓とは無関係である。

〈ハ〉帛姓は、インド・中央アジア出身の仏教僧の名に多く含まれる「仏陀(Buddha)」の語を漢字で音訳して姓氏としたものである。

霍氏の結論の内〈ロ〉と〈ハ〉については、現状では断定できるほどの文献的根拠が不足していると考えられる。筆者は肯定も否定もしないでおく。〈イ〉については筆者も部分的に賛成で、定説を覆す画期的な新説であると思う。この説の是非を考えるには、前章で述べたように後漢時代には帛(白)という龜茲の王姓は未だ成立してなかったということも照らし合わせる必要がある。つまり三・四世紀の帛(白)姓を龜茲出身と特定して考える前提はなかったのであつて、霍氏は考えが及んでいないものの、これは氏の説に有利である。ただし当時、天竺(インド本土)・大月氏(支)(クシヤン朝)・安息(旧バルテシア帝国あるいはイラン地域)・康居(元来は異なるがソグディアナ)出身僧はそれぞれ竺・支・安・康姓を称した。帛(白)姓はこれと別の姓氏であるから、この四地域以外の出身であることを元来示していた可能性がある。もしそうであれば出身地の「西域」はほぼインドより北、パミール高原以東に限ることができるかもしれない。

仏図澄と尸梨蜜について霍氏はインド出身との考えに傾いている。しかし前者の出身地は文献により様々であり、後者は諸書において西域人と記されているだけである。このため霍氏は出身地を限定しすぎの感もある。一方通説のように龜茲出身と特定することも難しいと思われる。もしそうであれば何らかの文献に龜茲出身と明記されていてもおかしくない。ところが両者の伝記には龜茲出身を明示あるいは暗示させる経歴・事物がまったく出てこないのである。龜茲は前漢時代から知られる西域の一国であり、その国名は三・四世紀の中国仏教界にも有名であった。だからもし実際二人が龜茲出身とわかっていたら、わざわざ漠然と西域出身と書かれる必然性は

ない。したがって仏図澄と尸梨蜜の伝記そのものに基づく限り、両人の出身地を直接亀茲に結びつけることはできない。特に仏図澄の場合は、姓氏を竺²⁴としたりあるいは罽賓との関係を記すなど、亀茲以外の国とのつながりを示す文献もある。それでもなお両人と亀茲との関係がしばしば推測されるのは、後漢以来、亀茲国人が白・帛姓を称したとする固定観念が根底にあるからではないか。現存史料からは、両人の帛（白）姓は、「西域出身」であることを漠然と示すための胡姓であったと考えるほかない。

一方、帛元信は明確に亀茲出身であることが知られるが、亀茲は西域に含まれるので矛盾はない。また「元信」が個名であるとすると明らかに漢人風の名であり、ある程度漢化しているとも考えられる。そうであれば帛姓を称したのは、自身が亀茲出身だからではなく、師匠の胡姓を単に受け継いだからという理由を想定する余地も残っている。

それから約一世紀後には亀茲王世子帛延の名が伝えられている。

咸安三年歲在癸酉、涼州刺史張天錫、在州出此首楞嚴經。…時譯者龜茲王世子帛延善晉胡音。延博解羣籍
内外兼綜。…
〔出三藏記集〕卷八 首楞嚴後記第一、二七一頁

この人物も間違いなく亀茲人である。一方西域の他国出身と明確にわかる仏僧で帛（白）姓を名乗っている者は、魏晋南北朝時代に関わる主な僧伝史料中には見られない。²⁵だから実際はこの時代帛（白）姓を名乗った外国出身僧の多くが亀茲出身者であった可能性はある。しかし史料を十分再検討すれば、帛（白）姓が亀茲出身者専用の胡姓であったとは認められないのである。

第三章 龜茲王白山・帛(白)純・震

(一) 本章の考察対象・方法

西晋から五胡十六国時代にかけて、「白」あるいは「帛」を名前につけて記された龜茲王としては白山・帛(白)純・震がいる。白山・震に比べ、帛純はいくつもの史料に数多く現れる。したがって龜茲王の白姓について考察する場合、この時代では帛純が主な対象になる。この王名を伝える史料は北魏・梁代(『十六国春秋』・『出三藏記集』)から北宋(『資治通鑑』)にまで渡っており、内容も簡略なものから詳細なものまで様々である。そこで本章ではこの三人の王名が現われる諸史料を整理してその内容の信憑性を検討し、その上で、王名中の「帛(白)」が姓氏であるかどうか考えたい。

※ 帛(白)純の名は本章では以下、「帛純」に便宜上統一しておく。

(二) 白山

白山の名が記されている最古の史料は唐初成立の『晋書』巻九七 四諸夷伝焉耆国の条である。その部分は次の通りである。

武帝太康中、其王龍安遣子入侍。安夫人猥胡之女、妊身十二月、剖脅生子、曰會、立之爲世子。會少而勇傑、安病篤、謂會曰、我嘗爲龜茲王白山所辱、不忘於心。汝能雪之、乃吾子也。及會立、襲滅白山、遂據其國、遣子熙歸本國爲王。

ここでは「白山」が略されず二回記されている。帛(白)が王姓であるとの先入観を持たなければ、個名である

と考えることもできる。白山という王は伝説的なものと考えられるふしがあり、唐代に当時の常識に合わせて白姓を加えて王名を記録した可能性もある。また関連史料が乏しいので、白山の「白」が王姓かどうかは断定しな
いでおく。

(二) 帛純・震

① 考察する史料

これから亀茲の王名帛純の現れる史料について考察する。まず「帛(白)純」を含む、唐初までの諸史料を整理し、史料系統や史料源を検討する。その上で、帛純の「帛(白)」が姓氏であるかどうか考えることにする。ここで扱う史料は次のとおりである。

- ・『十六国春秋』後涼録の一部(『太平御覧』卷一二五、卷三〇九所引²⁷⁾)
- ・『魏書』卷九五略陽氏呂光伝
- ・『晋書』卷九五鳩摩羅什伝・卷九七 四夷伝亀茲国の条・卷一二二呂光載記
- ・『梁書』卷五四諸夷伝亀茲国の条
- ・『出三藏記集』卷一四鳩摩羅什伝
- ・『高僧伝』卷二鳩摩羅什伝

② 『十六国春秋』後涼録と『魏書』呂光伝・『晋書』呂光載記

前記の中で、帛純について比較的長く詳しい記述を残しているのは『十六国春秋』後涼録の佚文(『太平御覧』

漢文史料に見える古代亀茲出身者の白・帛姓の再検討(一)(齊藤)

表二 呂光の伝記中の帛純関連記事

<p>『十六国春秋』後涼録(佚文) 『太平御覽』卷一二五、偏霸部九、後涼呂光</p>	<p>同上、卷三〇九、兵部四〇、戰中</p>	<p>『魏書』略陽氏呂光伝</p>	<p>『晋書』呂光載記</p>
<p>1 (建元十九年)十二月、至龜茲。 龜茲王帛純捍命不降。光軍其城南、五里爲一營。深溝高壘、廣設疑兵、爲木被甲、羅之壘上、以爲持久之計。←</p>	<p>光軍其城南、五里爲營。深溝高壘、廣設疑兵、以木爲人、被之以甲、羅之壘上。←</p>	<p>(呂)光至龜茲、王帛純拒之。←</p>	<p>龜茲王帛純距光。光軍其城南、五里爲一營、深溝高壘、廣設疑兵、以木爲人、被之以甲、羅之壘上。←</p>
<p>2</p>	<p>龜茲王帛純嬰城自守、←</p>	<p>←</p>	<p>帛純驅徙城外入于城中、附庸侯王各嬰城自守。←</p>
<p>3</p>	<p>←</p>	<p>←</p>	<p>至是、光左臂內脈起成字、文曰巨霸。營外夜有一黑物、大如斷堤、搖動有頭角、目光若電。及明而雲霧四周、遂不復見。日視其處、南北五里、東西三十餘步、鱗甲隱地之所、昭然猶在。光笑曰、黑龍也。俄而雲起西北、暴雨滅其跡。杜進言於光曰、龍者神獸、人君利見之象。易曰、見龍在田、德施普也。斯誠明將軍道合靈和、德符幽顯。願將軍勉之、以成大慶。光有喜色。又進攻龜茲城、夜夢金象飛越城外。光曰、此謂佛神去之、胡必亡矣。←</p>

<p>4</p> <p>二十年五月、帛純乃傾財寶、請救於獯胡。獯胡王遣弟率騎二十餘萬救之。胡便弓馬、善矛槊、鎧如連鎖、射不可入。乃以革索爲骨（彌）^{（彌）}、策馬擲人。多有中者、衆甚憚之。姑默（溫）宿尉頭等國、及諸胡外內七十萬人。↓</p>	<p>乃傾國財寶請諸國來救。溫宿尉頭等國王、合七十餘萬衆以救之。胡便弓馬、善矛稍。鎧如連鎖、射不可入。衆甚憚之。↓</p>	<p>西域諸胡救帛純者、七十餘萬人。↓</p>	<p>光攻城既急、帛純乃傾國財寶請救獯胡。胡弟炳龍・侯將迺率騎二十餘萬、并引溫宿尉頭等國王、合七十餘萬以救之。胡便弓馬、善矛稍。鎧如連鎖、射不可入。以革索爲彌、策馬擲人、多有中者。衆甚憚之。↓</p>
<p>5</p> <p style="text-align: center;">←</p>	<p>諸將咸欲每營結陣、按兵以距之。光曰、彼衆我寡、衆營又相遠、勢分力散、非良策也。↓</p>	<p style="text-align: center;">←</p>	<p>諸將咸欲每營結陣、案兵以距之。光曰、彼眾我寡、營又相遠、勢分力散、非良策也。↓</p>
<p>6</p> <p>光遷營相接陣、爲勾鎖之法、精騎爲遊軍、彌縫其闕。↓</p>	<p>於是遷營相接陣、爲勾鎖之法、精騎爲遊軍、彌縫其闕。↓</p>	<p>光乃結陳爲勾鎖之法、</p>	<p>於是遷營相接陣、爲勾鎖之法、精騎爲遊軍、彌縫其闕。↓</p>
<p>7</p> <p>秋七月、戰于城西、大敗之。帛純逃奔、王侯降者三十餘國。↓</p>	<p>戰于城西、大敗之。純遁走、王侯降者三十餘國。</p>	<p>戰於城西、大破之、斬級萬餘。帛純逃走、降者三十餘國。↓</p>	<p>戰于城西、大敗之、斬萬餘級。帛純收其珍寶而走、王侯降者三十餘國。↓</p>
<p>8</p> <p>進入其城、城有三重廣輪、與長安地等。城中塔廟千數。帛純宮室壯麗、煥若神居。胡人奢侈、富於生養。家有蒲桃酒至千斛、經十年不敗。士卒淪沒酒藏者相繼。↓</p>			<p>光入其城、大饗將士、賦詩言志。見其宮室壯麗、命參軍京兆段業著龜茲宮賦、以譏之。胡人奢侈、厚於養生。家有蒲桃酒、或至千斛、經十年不敗。士卒淪沒酒藏者相繼矣。↓</p>
<p>9</p> <p>諸國貢款屬路。立帛純弟震爲王、以安之。</p>			<p>諸國憚光威名、貢款屬路、乃立帛純弟震爲王、以安之。</p>

※ ↑・← は左記に連接することを示す。
 ※ 『太平御覽』所引・『魏書』の傍線部は『晋書』と字句が一致する個所。

漢文史料に見える古代龜茲出身者の白・帛姓の再検討（二）（齊藤）

卷一二五・卷三〇九所引)と『魏書』呂光伝・『晋書』呂光載記にある呂光の龜茲遠征の記事である。『十六国春秋』は北魏の崔鴻が六世紀初めに編纂した五胡十六国時代についての歴史書である。北斉時代成立の『魏書』の五胡諸王朝の列伝や唐初成立の『晋書』の諸載記はこの書を主な史料源としていてと考えられている。²⁸⁾『十六国春秋』の原本は北宋以降に散逸してしまったが、『太平御覽』等に数多く引用されたため、今日原文の一部を窺うことができる。²⁹⁾呂光の龜茲遠征の記事もその中に含まれている。

以下、前記の三つの呂光の龜茲遠征の記事を比較する。この中では、編纂時期が最も遅れるが『晋書』呂光載記のものが最も長いので、その関連記述を基準にその内容を9の部分に分ける。それに対応させて他の二書も対応記事を示すと、表二の通りになる。

『晋書』呂光載記の龜茲遠征の荒筋は、1 呂光の龜茲侵入―2 龜茲側の籠城―3 呂光側の瑞祥―4 西域諸国の龜茲救援と呂光の苦戦―5 呂光側の軍議―6 呂光軍の戦法―7 呂光の最終的勝利と帛純王の逃走―8 龜茲入城と城内の様子―9 王弟震の擁立、となっている。

『太平御覽』卷一二五と卷三〇九所引の『十六国春秋』佚文を比べると、当然ながら共通する字句が多い一方、互いに記述の出入りもある。これは、引用という性格を考えれば、依拠した史料の違いというよりも、元の文献から異なったやり方で抄出されたためと見てよい。原本はこの二つの佚文それぞれより長く詳しい内容を含んでいたはずである。表二の『十六国春秋』の佚文二つを合わせた内容と『晋書』呂光載記の記事を比べると一方にあって他方がない記述が存在するが、大まかな内容は一致しており字句も大部分共通している。したがって呂光の龜茲遠征の記事もやはり『十六国春秋』の記述が『晋書』呂光載記の主な史料源であると認められる。

この二書に比べると『魏書』はより簡略な形をとっている。しかし関連記事は他の1・4・6・7の記事に対応し順序も一致している。また字句そのものにも類似点・共通点が見られる。そのため『魏書』の前記の引用部

ずれも六世紀前半、『晋書』は唐初の成立である。呂光の遠征は羅什が中国へやって来るきっかけになったが、龜茲王帛純は羅什の伯父であったため、この王名も三書の羅什伝に含まれている。これら羅什伝の中で、帛純の名が現れる記述を表三に挙げる。

『出三藏記集』と『高僧伝』の両方に共通して存在する伝記は、前者のものを下地にして字句の増補・改変を加え後者のものが書かれたことが定説である。³⁰特に両本の羅什伝の史料系統については上原専祿氏が「鳩摩羅什考」の中ですでに論じている。それによると、両書の羅什伝の内容が互いに似ているのは、一つには慧皎が『高僧伝』を書くにあたって『出三藏記集』を参照したためであるが、もう一つは両羅什伝が同一系統の底本を利用してつくられたためということになる。両伝共に荒筋はほぼ同じで字句の一致も少なくないので正しい見解であると思われる。また両伝の内容の相違点についても上原氏は「同一の底本を多少とも異つた仕方と見解とを以つて利用した結果に過ぎないと認められる」と言う。³¹この上原氏の論によって『出三藏記集』と『高僧伝』の両羅什伝は同系統の史料と言える。表三に挙げた両書の記述を比較すればこれらの見解は首肯できる。事実、bとc 1-3は内容だけではなく字句そのものにも共通点が多い。一方aの羅什の母の龜茲辭去とc 4の呂光が帛純の王弟の震を王に据える記事は『出三藏記集』側になく、慧皎が『高僧伝』で増補した記事である。

『晋書』鳩摩羅什伝については一見してわかるように、『出三藏記集』・『高僧伝』と内容や字句の一致点が多い。しかし内容は省略されているところもある。

以上検討したとおり『出三藏記集』・『高僧伝』・『晋書』の羅什伝の記述は同系統であり、帛純の名の大半は『出三藏記集』にあつたものもとになっていると言える。

『十六国春秋』等の史料と比べた場合、三書の羅什伝において特徴的なのは、羅什が王に呂光軍に抵抗しないように勧めたという記述(c 1)があることである。『十六国春秋』等にはそのような記述はない。また、『出三

蔵記集』・『高僧伝』では帛純王は呂光に殺されたとされているが(c13)、『十六国春秋』等の方では王は逃走したことになるっており(7)、両系統の記述は完全に違い違っている。このような点を見ると、呂光の遠征の記事については、両系統共に一致した点もあるが、³²⁾両系統の源泉史料には違いがあるようである。そこで以下、これら帛純の名や呂光の遠征を伝える史料のうち、『十六国春秋』と同系統のものを「呂光伝系統」、前記の鳩摩羅什伝と同系統のものを「羅什伝系統」と呼ぶことにする。

④その他の史料

最後に先の史料と同じく呂光の遠征に触れている簡略な史料を調べ、二つの史料系統との関係を検討しておく。引用文中、表二・三に示した記述に対応する部分があれば、その番号と下線を付けた。

『梁書』の龜茲国の記録中の関連部分は次のとおりである。

太元七年、秦主苻堅遣將呂光伐西域。至龜茲、7 龜茲王帛純載寶出奔、8 光入其城。城有三重、外城與長安城等。室屋壯麗、飾以琅玕金玉。9 光立帛純弟震爲王而歸。(『梁書』卷五四諸夷伝龜茲国の条)

表二の7・8・9に対応する記述があり、共通の字句も含まれるので、この帛純に関係する記述はやはり『十六国春秋』が参照されていると考えてよい。

『晋書』の龜茲国の記録(全体)は次のとおりである。

龜茲國、西去洛陽八千二百八十里。俗有城郭、8 其城三重、中有佛塔廟千所。人以田種畜牧爲業。男女皆翦髮垂項。8 王宮壯麗、煥若神居。武帝太康中、其王遣子入侍。惠懷末、以中國亂、遣使貢方物於張重華。苻堅時、堅遣其將呂光率衆七萬伐之。1 其王白純距境不降、光進軍討平之。(『晋書』卷九七四夷伝、龜茲国の条)

呂光の遠征自体の記述は最後の部分にだけ出てくる。この部分はあまりにも簡略なので、どの史料に依って

いるかわからない。しかし、別の文脈ではあるが、表二の8に含まれる表現が二か所見られる。この二つの記述は呂光伝系統の史料以外には見られない。このような理由から龜茲国の条の編者は『十六国春秋』を参照したと考えられる。少なくとも呂光の遠征に関する部分には、呂光伝系統以外の史料に依らなければ書けない内容は含まれていない。

⑤史料系統

今まで、龜茲王帛純の名が現れる呂光の遠征の記事について史料系統を調べてきた。その結果、先に取り上げた史料はおよそ二つの系統にまとめられることがわかった。

一つは呂光伝系統の史料で、この中には、『十六国春秋』後涼録・『魏書』呂光伝・『晋書』呂光載記と、『梁書』諸夷伝龜茲国の条の一部分が含まれる。『晋書』四夷伝龜茲国の条も呂光伝系統の史料が参照されて編集されているのは確かであるが、源泉史料とは違う文脈の中で利用されている部分がある。

もう一つは羅什伝系統のもので、この中には『出三藏記集』・『高僧伝』・『晋書』鳩摩羅什伝が含まれる。唐初までの現存史料の中で帛純の名を伝えるものは決して少なくないが、その史料系統は結局二つに収斂してしまうのである。³³⁾このような前提を踏まえて次では帛純王の名が現れる二系統の史料と「帛(白)姓」との関係を考えることにしたい。

⑥帛純と帛姓

呂光伝系統の史料に載る帛純王の名は、表二からわかるように、『太平御覽』卷三〇九所引の『十六国春秋』佚文の一例(表二の7)を除き、「帛」の字がどれも略されていないことが特徴である。例外の一例も相応する同

系統の記録はすべて「帛」の字が略されていないことから見て、『十六国春秋』原本のこの箇所は「帛純」と書かれていたと思われ、『太平御覽』卷三〇九に引用された際、編集者が略した可能性が高い。だから『十六国春秋』後涼録は王名を「帛純」という形式でのみ伝えていたに違いない。このような記述形式から考えると、後漢の白霸の場合と同じ理由から「帛純」は一かたまりの個名と考えることができる。

このことから、編者の崔鴻自身が帛純の「帛」を姓氏とは決して認識していなかったということも導き出せる。この書の編纂された六世紀初め頃、帛純を含め王名の帛(白)を姓氏とする記録がもしあれば、過去の歴史史料に詳しくあった崔鴻は、なおのこと「帛」を略して繰り返さず、それが姓氏とわかるように王名を書いたはずである。

一方、羅什伝系統の方は「白(帛)」が略されているところがある(表三のc・2・3・4)。この記述形式から考えると、はっきりした姓氏の説明はないが、「白(帛)」が姓で「純」が個名であると見なすこともできる。このことは、龜茲の王姓が一貫として「白(帛)」であったとする通説と矛盾しない。

このように見てくると史料系統の違いがちょうど王名の記述形式に対応していることがわかるであろう。しかし羅什伝系統の記述によっても、帛純の「白(帛)」が姓氏であるとは断定できない。漢文史料では、例えば鳩摩羅什を「羅什」・「什」と記すように、外国人の個名の一部を省略して書くことがよくあるのに反して、姓・名を共に省略しないで繰り返す例はあまり見当たらないからである。加えてこの時代には、唐代と違って西域諸王の姓氏についての明確な記録がないからでもある。

⑦王弟震と白姓

「帛純に代わり王とされた王弟震の名は、『十六国春秋』後涼録佚文・『晋書』呂光載記(以上表二の9)・『高僧

伝』鳩摩羅什伝(表三のc4)・『梁書』龜茲国の条に出てくるが、「震」としか書かれていない。「白震」の形で名が出てくるのは現行本『魏書』西域伝龜茲国の条と、『周書』異域伝下龜茲国の条である。ところが、次章以下で論ずるように、現行本『魏書』西域伝龜茲国の条の「白震」の名を含む一節は原本にはなかったというのが定説である。また『周書』は唐代の編纂史料である。つまり「白震」という形の名は実は古い史料の中には伝えられていないのである。この王が在世中に姓を白姓を称していた確かな証拠はない。

(四) 本章のまとめ

帛純の「帛(白)」は、呂光伝系統の史料から判断すると姓氏とは認め難い。個名の一部に見えることは後漢の白霸・白英と同じである。しかしこの理由から姓氏でないと認められるかというと、断定は難しい。羅什伝系統の史料によれば王姓であるか否かはどちらの可能性もある。また帛純と同時代の龜茲王族に帛延という者がいたことも無視できない(前章参照)。こちらの「帛」は、仏教僧専用のものであるにしても姓氏であることはほぼ確実である。このような同族の存在から類推すると帛純の「帛(白)」も姓氏であった可能性を考えなければならぬ。それから実在性に不確かさが残るが白山の「白」が姓氏であると考えられる余地も残る。

以上の理由により、白山・帛純・震が帛(白)姓を称していたことは考えにくいものの、それを完全に否定することは保留しておく。しかし帛純王の「帛(白)」を定説のように姓氏とは単純に見なし得ないことが明らかになった。また仮に白山・帛純・震が帛(白)姓を用いていたとしても、その習慣は後漢の白霸・白英につながるわけではない。またこれが降って南北朝・隋唐時代にまですっと継承されたかどうかとも別問題である。少なくとも、帛純王について最も重要な史料を残した六世紀初めの崔鴻は、この王が帛(白)姓を称しているとは認識しなかった。次章以降では、南北朝・隋・唐初における龜茲王の白姓の存在を論ずるが、前代から白姓が継承さ

れてきたか否かにも注意を払うつもりである。

第四章 南北朝時代

(一) 本章の考察対象・方法

西域諸国の王族出身者の名前に関して南北朝時代が画期的なのは、姓氏を伴った名前が漢文史料に現れるようになったことである。北魏時代には車師国出身の車伊洛・車伯生、鄯善国の王族の鄯乾・鄯月光、于闐国王女の于仙姫が知られる³⁵⁾。また北周時代には鄯善国の王弟鄯米が朝貢したことが記録されている。これに対し亀茲国はどうであったのか本章で考察する。

北朝の西域についての記録の代表は魏収撰『魏書』卷一〇二の西域伝で、北斉時代に編纂された³⁶⁾。本稿の主題との関係から言えば、亀茲を含め西域の王姓が三つ現行本に記録されている点で重要である。一方、北斉と北周の現存正史である『北齊書』・『周書』は唐代に編纂されたものである。前者には西域諸国の列伝は立てられていない。後者には異域伝が立てられ、その中には亀茲国の条があり、当国の王姓を白とする重要な記述を含む。これは北周時代の亀茲国の情報を伝えると考えられてきた。『周書』異域伝下の亀茲国の記録については『隋書』西域伝との関係上第六章で扱う。

南朝は、西域諸国と境を接しての交通がなかったせいも、『梁書』を除くとこの地域に関するまとまった記録はあまり残っていない。南朝に関する正史である『宋書』・『南齊書』・『陳書』には西域に関する列伝が欠けている。そのため宋・南齊・陳王朝に西域諸国の王名がどう伝わったのかは知ることができない。一方、梁王朝に伝わった諸国の王名は例外的に、「梁職貢図」という同時代史料によって知ることができる。

以上の理由により、南北朝時代の龜茲国に関する代表的な史料である『魏書』の西域伝と「梁職貢図」が分析の主な対象となる。

(二) 『魏書』西域伝

北斉時代編纂の『魏書』西域伝は唐以後、次第に散逸してしまった。北宋時代には『魏書』全巻中欠失した巻が多くなっていたため、その部分(西域伝を含む)は一〇六一年頃までに『北史』等の記事を取って補なわれた。そのような復元方法がとられたのは、『北史』西域伝の北魏時代の記事が『魏書』西域伝原文を転用したものであったという事情による。これが『魏書』西域伝の現行本である。しかし当時の復元は不正確で、現行本には、『北史』に転用された『周書』西域伝・『隋書』西域伝の記述(当然原文になかった)までかなり混入してしまっている。このため現行の『魏書』西域伝はそのまま利用するには問題があり、再復元の作業が必要であった。この作業は船木勝馬氏・内田吟風氏・余太山氏などによって試みられた。³⁷⁾

現行の『魏書』西域伝中には王姓の記述が見られる。同伝の龜茲国の条には「白」、焉耆国の条には「龍」、波斯国の条には「波」という王姓が記録されている。そこで、この王姓を含む記事について前述の三人が表した見解を基に、本伝記載の王姓の信憑性について述べたい。

最初に、三人の間で見解が異なる波斯の王姓の記述について考える。西域伝の記述は次のようになってい

其王姓波氏、名斯。(波斯国の条)

船木氏・余氏はこの文を『周書』の記事の混入したものとしている³⁸⁾。余氏はその理由として、(一)字句が『周書』と大体一致する一方、『隋書』と異なる、(二)西域各国伝に服制・官制・刑法・宗教・婚姻・習俗を多く記載するのは『周書』であり、『魏書』はこれと異なる、(三)王姓を強調するのは『魏書』の特徴ではない、

の三つを挙げている。³⁹⁾ 一方内田氏はこの文を『魏書』原文としている。ただし内田氏は、当時のササン朝ペルシヤの王ビールズ (Piruz) の名を姓と名にあてはめたものとしていて、ササン朝の姓氏らしきものを写しとったものとはしていない。⁴⁰⁾

ここで言えることは、どちらの説をとっても、「姓波氏」という記述は当時のササン朝の王姓を写したものであるという点であり、信憑性が低いということである。私は船木氏・余氏の説をとりたいが、その理由は後に述べることにする。

次に焉耆王の「龍」姓と龜茲王の白姓に移る。この二国の王姓の記述は次のとおりである。

其王姓龍、名鳩尸卑那、即前涼張軌所討龍熙之胤。(焉耆国の条)

其王姓白、即後涼呂光所立白震之後。(龜茲国の条)

この二つの記述について三氏の見解は一致している。焉耆の方は「名鳩尸卑那」を除いた前後の部分が、龜茲の方は引用部分すべてが『魏書』原文になかったとされ、『周書』あるいは『隋書』の記事であるとされている。⁴¹⁾

焉耆王の龍姓を原文のものではないとする理由について、内田氏は次のように書いている。「《各国の姓氏風土服章物産》の記述は隋の裴矩の西域圖記に始まり、それ以前の諸書にはその記述を缺いたことは同圖記の裴矩序に云つているところであることを考慮するならば、この條(龍姓を含む記述)が魏書の原文に非ざることは殆ど疑なきところである。」(丸括弧内は筆者による)

これが理由であるが、そうすると、焉耆の龍姓だけでなく龜茲の白姓についても同じことが言える。そしてさらに波斯の場合も同様ではないか。波斯の王姓も原文になかったと筆者が考えるのはこのためである。

また、この龜茲の白姓の記述が『周書』の文の混入であると考えられる理由として余太山氏は、(一) 字句が全部『周書』と一致する、(二) 『魏書』西域伝は(一般に) 国王の姓氏を載せない、(三) 『魏書』呂光伝は龜茲王の

名を帛純としているので、もし同書西域伝が龜茲の王姓を(元來)載せていたのであれば「帛」とするはずで、「白」とはしない、の三つを挙げている(丸括弧内は筆者の補足)。

つまり三氏の見解によれば『魏書』の原本には焉耆・龜茲の王姓の記述がなかったのである。これについて現在まで有力な反証や反論はあがっておらず、筆者も異存がない。以上の理由から『魏書』現行本の王姓三つの記述は信憑性が認められない。加えて『魏書』に関しては呂光伝でも、さらにその史料源と見られる『十六国春秋』後涼録でも過去の帛純王の「帛」が姓氏として扱われていないことは前章で述べたとおりである。これらにより北魏に龜茲の王姓が伝わっていた証拠もないということになる。

(三)「梁職貢図」と『梁書』諸夷伝

「梁職貢図」は、後に梁元帝となる蕭繹が梁に入朝した諸国の使者の姿を描かせ、これに、それぞれの国の風俗・物産・中国との交渉等を記録した題記を書き添えたものである。成立は西暦五四〇年頃または五五四年と考えられている。唐初にはこれを主要な史料源として『梁書』諸夷伝が編纂された。その後「梁職貢図」は散逸したと考えられていたが、図と題記を含む北宋時代の模本の一部(南京博物館旧蔵)が戦後発見された。また近年、清代の張庚模本の題記が葛嗣澍『愛日吟盧書畫統録』巻五に引用されているのが再発見され、その内容が明らかになった。

北宋模本にも張庚模本にも龜茲国の題記が保存されている。両本の題記は以下のとおりである。

(北宋模本題記)

龜茲、西「域」所居曰延域。漢以「公」主妻「烏」孫、「烏」孫遣「其」女至漢、學鼓

琴。絳賓龜茲請爲妻。其王降□□以得「爲」漢外孫□□既及京師皆賜

印綬加其妻以公主之號、錫車騎筋鼓。既歸、慕漢制、乃治宮室作「紋」道。衛出入傳呼、頗自強大。歷魏「晉」至梁、歲來「獻」名馬。普通二年遣使康石憶丘波邠奉表入朝。

(張庚模本題記)

龜茲國、西域之舊、世所居曰延城。漢時以公主妻烏孫王、遣所產女至漢、學鼓琴。龜茲靖之龜茲王絳賓自以為漢外孫、願與俱入朝覲。元康元年來朝。王及夫人皆賜印綬號曰公主、賜車騎旗鼓。一年數來朝、樂漢制度、歸其國。治宮室出入傳呼撞鐘擊鼓、如漢家儀。成帝哀帝時往來尤數。光武中魏初晉太康中與中國不通。普通二年龜茲王尼瑞遣使奉表貢獻。

凡例 「字」…残存部より復元 □…判読不能 字…明らかな誤字

字…字句の脱略や転倒が明らかな箇所

※ 句読点は筆者が付した。

両方のテキスト間にはずれがある。これは、現存の「梁職貢図」の題記が完全な原文を保存しているのではなく、図の模写と流伝の過程で様々に節録されたものを伝えているためと考えられている。⁴⁸⁾

漢文史料に見える古代龜茲出身者の白・帛姓の再検討(一)(齊藤)

北宋模本には、普通二年(五二二年)の龜茲国使の姿が描かれ、その名前を「康石憶丘波那」と伝えている。しかし当時の龜茲の王姓・王名はまったく伝えられていない。一方張庚模本には、「尼瑞」という龜茲国王の名が記録されている。「尼瑞」の名の信憑性については『梁書』の龜茲国の記録から判断できる。

龜茲者、西域之舊國也。後漢光武時、其王名弘、爲莎車王賢所殺、滅其族。賢使其子則羅爲龜茲王、國人又殺則羅。匈奴立龜茲貴人身毒爲王、由是屬匈奴。然龜茲在漢世常爲大國、所都曰延城。魏文帝初即位、遣使貢獻。晉太康中、遣子入侍。太元七年、秦主苻堅遣將呂光伐西域、至龜茲、龜茲王帛純載寶出奔、光入其城。城有三重、外城與長安城等。室屋壯麗、飾以琅玕金玉。光立帛純弟震爲王而歸。自此與中國絕不通。普通二年、王尼瑞摩珠那勝遣使奉表貢獻。

(『梁書』卷五四諸夷伝龜茲国の条)

これにより「梁職貢図」の「尼瑞」は『梁書』の伝える「尼瑞摩珠那勝」の一部と一致することがわかる。『梁書』諸夷伝の主な史料源は「梁職貢図」であることが明らかにされている。それから考えると、尼瑞摩珠那勝ももとは「梁職貢図」より転録されたのであろう。そして『愛日吟廬書画続録』所引の尼瑞はこれが不完全に伝えられたものと見なすこともできる。少なくとも「梁職貢図」にはもともと、「尼瑞」という字を含む龜茲国王の名が書かれていたことは認められる。しかし尼瑞と尼瑞摩珠那勝のどちらにしても、意味・音韻の両面で帛(白)姓とのつながりは付けられそうにない。しかも前記の三記述は帛(白)姓や他の王姓を伝えていない。「梁職貢図」は外国の王姓に注意をかなり払い、姓氏をいくつも挙げている。北宋模本・張庚模本の中に残っている中央・西アジアの高昌国以西一國の題記のうち、次の五国に王の姓氏に関する記録がある。⁴⁹

〈滑国〉 國王姓厭帶、名夷栗陁。(北宋模本)

〈波斯〉 波斯、蓋波[斯][匿]王之後也。…以王父字爲氏、因爲國稱。(北宋模本)

〈白題国〉 王姓支、名使[]毅。(北宋模本)

王姓支史稽殺。(張庚模本)

〔末国〕 今「王」〔姓〕 安、「名」末桑「盤」(北宋模本)

〔渴槃陀〕 渴槃陀王今姓葛沙氏。(張庚模本)

この中で滑国王の姓・名として伝えられている「厭帯」・「夷栗陀」はあわせて「エフタル」の漢字音写に相当することは定説である。⁵⁰ 東ローマの史料などによるとエフタル (Fagarita) の国名は、その国の王名に由来するらしいので、引用にある記述がなされるのも理由がないわけではない。しかし「エフタル」の一語を姓と名に分ける解釈には確かな根拠が欠ける。

次の波斯の場合、国称・姓氏と、仏典に出てくるインドの波斯匿王 (Prasenajit) との関係が牽強付会であることは明らかである。これは両者の漢字音写形が互いに類似していることによる類推にすぎない。また、末国王の安姓は安息国を語源とする安姓を、白題国王の支姓は月支国を語源とする支姓をやはり牽強付会の結果当てはめたものに過ぎず、現地の王や王家の名に由来しない。このことは筆者が前稿で明らかにした。⁵¹

以上のように「梁職貢図」が伝える西域諸国の王姓の記録はあまり信憑性がない。しかし西域諸国の「王姓」の集録を試みた史料としては早い部類に入るはずで、そういった意味では「梁職貢図」は南北朝時代の貴重な史料である。

ところがこうした編集方針にも関わらず亀茲国の王姓は言及すらされていない。また「梁職貢図」の影響を受けた『梁書』諸夷伝にも王姓は多く記録されているが、亀茲国の条には王姓が記録されていない。しかもそこに過去の王として帛純の名も挙げられているにも関わらずである(前章参照)。「梁書」諸夷伝の編纂者(唐代)は帛純の「帛」を王姓と見なしていないようである。この『梁書』亀茲国の条も考え合わせると「梁職貢図」原本の題記には亀茲の王姓の情報はずっと含まれていなかったに違いない。

(四) 本章のまとめ

本章では『魏書』西域伝と「梁職貢図」を取り上げ、その原本に龜茲の王姓の記録は含まれなかったことを示した。その他にも南北朝時代には龜茲の王姓を伝える史料は見当たらない。これらによれば龜茲王の白姓はまだ確立していない可能性が高い。また仮に過去(帛純の時代)に帛(白)姓が用いられていたとしても、それが南北朝時代に継承されたとは考えられない。

第五章 正史・出土文献等に現れる後漢から隋代までの白(帛)姓の胡人

龜茲国人の胡姓としての白・帛姓の成立・普及を考察するには、各種史料中の白・帛姓の人物の事例を広く集・分析する必要がある。筆者のこの作業を進めている途中であるが、現時点で把握していることをここで述べておきたい。

後漢から隋代までに関わる正史と当時の墓誌に現れる白・帛姓の人物は少なくない。筆者はこれについて各種人名目録を用い調査した。その結果は表四のとおりである(調査の要領も表示)。

調査の結果、龜茲王名を除くと明らかな西域出身者は皆無であった。少なくとも胡人であることがわかる者を挙げて六例だけで非常に少ない。個々人に付けられた種族の名称も龜茲とのつながりを連想することが難しい。⁵²⁾

隋以前では、正史と墓誌史料からは中国内在住の白・帛姓の龜茲出身者の存在を確認することができない。⁵³⁾ 中国西北地域出土の出土文献の中で、クチャに相対的近いトルファン地域から出土したのがいわゆる吐魯番出土文献である。この種の文献の内、筆者は、『吐魯番出土文書』・『新獲吐魯番出土文書』・『大谷文書集成』所収

表四 正史・墓誌史料等に現れる後漢から隋代までの白・帛姓の胡人（亀茲王名を除く）

時代	年代（西暦）	名前	種族	史料・備考
三国蜀	二二七	白虎文	涼州胡王	本稿第二章参照。
十六国	三九三頃	（帛蒲）	（屠各（胡）？）	至是（姚）萇死：（苻登）於是大赦、盡眾而東、攻屠各姚奴・帛蒲二堡、克之、…（『晋書』一一五、苻登載記） ※帛蒲は城堡の名の可能性もあり、そのためか「二十四史人名索引」は採録していない。「馬長寿一九八五」三三三頁・「陳連慶一九九三」三六七頁は姓名とする。
北魏	四一五	白亞栗斯	河西飢胡	（神瑞二年三月）河西飢胡屯聚上黨、推白亞栗斯爲盟主、號大將軍、反於上黨、自號單于：夏四月、詔將軍公孫表等五將討之。河南流民二千餘家内屬。眾廢栗斯而立劉虎：（『魏書』二、太宗紀）
北魏	四三五	白龍	山胡	（延和三年七月）壬午：命諸軍討山胡白龍于西河。（『魏書』四、世祖紀下） ※白龍の名は他の個所にも出てくるが、「龍」と略された事例はない。
北周	五六七	白郁久同	稽胡	天和二年、延州總管宇文盛率眾城銀州、稽胡白郁久同・喬是羅等欲邀襲盛軍、盛竝討斬之。（『周書』四九、異域伝上、稽胡の条）
隋	五八一・六〇〇頃	陳（白）永貴	隴右胡人	開皇時、有馮昱・王擲・李充・楊武通・陳永貴・房兆、俱爲邊將、名顯當時。…永貴、隴右胡人也、本姓白氏。（『隋書』五三、陳永貴伝）

・正史のうち、『後漢書』・『三国志』・『晋書』・『魏書』・『北齊書』・『周書』・『宋書』・『南齊書』・『梁書』・『陳書』・『隋書』・『北史』・『南史』の中に記載された白・帛姓の人物を「二十四史人名索引」を用いて検索し、その中で胡人あるいは西域出身であることが明記されている者のみを挙げた。
・墓誌史料は「梶山二〇一三」採録のうち、墓主が白・帛姓のものを対象に検索した。しかしその中に胡人あるいは西域出身者を見い出せなかったため、本表には挙げていない。

漢文史料に見える古代亀茲出身者の白・帛姓の再検討（一）（齊藤）

の魏氏高昌国時代末年(年)以前の文書を範囲に白・帛姓の人物を調べた。⁵⁴ その結果、白・帛姓であると同時に龜茲出身者や胡人であることが明記されている事例はここでも見い出せなかった。龜茲出身者あるいは胡人である可能性が考えられるのは白迦門賊と白阿婆羅という人物である。白迦門賊は称価錢文書に現れる商人である。⁵⁵ この文書には当人以外に多くの商胡の商税の支払いが記されていることや、「迦門賊」が三字で漢人の個名とは考えにくいことから、この人物は胡人の可能性がある。白阿婆羅の素性はまったく不明であるが、同様に個名の字数から推測すると非漢人であろう。⁵⁶ このように高昌国時代までの吐魯番出土文書でも、龜茲出身と推測可能な白・帛姓の人物は少ない。

敦煌など河西地域出土の文献の事例の集成・分析については、唐代を含む吐魯番出土文書全体の考察とともに将来の課題としたい。⁵⁷

以上の集成・分析は到底十分ではないが、ここで取り上げた史料からは、龜茲国人の白・帛姓が隋以前に中国本土や高昌国で確立・普及していたことはまったく窺えない。

第六章 『周書』・『隋書』の伝える龜茲国王の白姓

前述のように『魏書』龜茲国伝には王姓を白とする記述が元来なかったことがわかった。したがって正史の中で最初にその王姓を白とするのは『周書』巻五〇異域伝下と『隋書』巻八三西域伝の両龜茲国伝である。これをもとに単純に考えれば、北周においてすでに龜茲の王姓は白とされており、それが隋に継承されたということになるが、それは正しいであろうか。両龜茲国伝の記述を較べると全体にわたり共通点が多いことに気づく。⁵⁸ その他にも『周書』と『隋書』(志の部分を除く)は共に唐の貞観一〇(六三六)年に完成し太宗に上呈されたという共

通点もある。⁵⁹ここでは両龜茲国伝の記述を比較して両者の情報源を推測し、王姓を白とする記述の由来を考える。表五で両龜茲国伝の全文を示す。『周書』の記述を基本に、内容を10にわけて番号を振った。『隋書』側に『周書』の個々の記述に対応する記述があればその番号を付した。

較べると両伝間の叙述の対象と順序は大部分同じである。上記10の内容に完全な違いがあるのは記述対象の時代が違うので当然である。この部分は両伝それぞれの時代の朝貢記録に基づいていると考えられる。一方1〜8の記述では共通あるいは類似の字句がかなり多い。これほど両伝に共通点が多いのは、共に主要な史料源が同じであったからと考えざるを得ない。両伝間に字句の出入りはあるが、これは共通の史料源からの抄出の仕方の違いとして説明できる程度のものである。これらの特徴は、『周書』異域伝下で王姓を記述する焉耆国・波斯国の条と『隋書』西域伝の同二条の間でも同じく見られる(附表一・二参照⁶⁰)。

2の斜体で示した中国内地から龜茲国までの距離表示は表面的には相互に関連性がないように見える。『周書』側の長安までの里数六七〇〇里から『隋書』側の瓜州までの里数三一〇〇里を引くと三六〇〇里(長安・瓜州間)となる。焉耆国・波斯国伝の場合も同様の計算をすると同じ三六〇〇里になる。これによれば龜茲・焉耆・波斯国各々の両伝では、中国内地からの距離表示は、一方の里数から三六〇〇里を単純に引くか足すかして他方の里数が算出された可能性が高い。内地からの里数も『周書』と『隋書』は共通の記録を基にしている疑いがある。記述対象の時代が異なるにも関わらず『周書』と『隋書』の記述間に共通性が見られることは、他に高昌国伝においても当てはまること⁶¹がすでに嶋崎昌氏により指摘されている。

以上により『周書』と『隋書』の両龜茲国伝は焉耆国・波斯国伝等と並び、記述対象の時代が違っているにも関わらず共通の文献を主な史料源として編集されたと見て間違いない。

それではその史料は何であろうか。『周書』と『隋書』の史料源である以上、北周・隋のどちらかの時代の記

録に違いない。定説では、『隋書』西域伝の主な史料源は隋代の裴矩撰『西域図記』（既に大部分散逸）である。⁶²すると、北周の記録としての『周書』龜茲国伝・焉耆国・波斯国伝が主に隋代の『西域図記』を基に編集されたことになる。このことが両書の龜茲・焉耆・波斯国伝のテキスト自体の特徴からも言えるか、以下考察する。

両書の龜茲・焉耆・波斯国伝のすべてを通じ、明確にそれぞれの時代のこととして記述されているのは各伝末尾の朝貢の記録だけである。しかし時代固有の事柄はそれだけではない。『隋書』の三伝の方にだけ具体的な王の名（字）が記録されていることも注目する必要がある。当然これは隋代の王と考えてよい。一方『周書』の三伝は、特に龜茲・焉耆の王姓を含め、多くの内容が『隋書』側と一致・類似するにも関わらず、当時の三国の具体的な王名をまったく挙げていない。両書の三伝の主な史料源が共通であるのに、当時の王名が『隋書』の方にだけ書かれているというのは、その史料源が隋代の記録であることを示唆する。このように両書のテキストを比較しただけでも、『周書』・『隋書』の両龜茲国伝の主な史料源が隋代の記録であると見当が付くのである。これは、『隋書』西域伝の主な史料源を隋代の裴矩『西域図記』とする既存の研究成果とも合致する。『周書』の龜茲国伝や焉耆国・波斯国伝の主な史料源もおそらく隋代の『西域図記』であろう。

『西域図記』は大部分散逸してしまっただが、その序文は『隋書』裴矩伝に転載されている。その中で西域人の姓氏は『西域図記』の記録対象としては明記されていない。しかし文中には、西域に関する従来の記録について、雖大宛以來（東）、略知戸數、而諸國山川未有名目。至如姓氏風土服章物産、全無纂錄、世所弗聞。（大宛以東において諸国の戸数はおおよそ知られているが、その山川の名称はまだなかった。姓氏や風土・服章・物産の如きにいたっては集められた記録もまったくなく、今までずっと聞いたことがない。）⁶³

（『隋書』卷六七裴矩伝）

とあり、裴矩が西域人の姓氏について特に関心を持っていたことは確かである。『西域図記』の佚文には、龜茲

や焉耆・波斯の王姓の記録は残されていないが、蘇対沙那国(ソグデアナのウストウルシヤナ)については王姓を「蘇色匿」とする記録が確かに含まれている。⁶⁴『隋書』西域伝は、それ以前の正史の西域諸国の記録と比べると王姓の記録が目立って豊富である。本西域伝は全体的に『西域図記』に依拠していることは確かであるから、これらの王姓の記録も同書に依っていると推測される。そのため『周書』と『隋書』の亀茲や焉耆・波斯の王姓の記録も『西域図記』から採られている可能性がある。

以上述べたように『周書』亀茲国伝は、『隋書』亀茲国伝と共通の隋代の史料源を少し形を変えて流用しただけのものであるので、王姓を白とする両伝中の記録の由来も共通であることが認められる。⁶⁵そしてその史料源は『西域図記』である可能性が高い。したがって、亀茲国の王姓が白であるとする『周書』記述は北周の史実を反映したものではない。本稿第四章の考察結果も考え合わせれば、結局、南北朝末以前には亀茲国の王姓が白であった確証がないということになる。また本稿第五章の考察結果によれば、隋代以前に中国に白姓の胡人はいたが亀茲との関係は窺えず、その存在が亀茲の王姓に影響を与えた形跡も見当たらない。そうすると『周書』と『隋書』の亀茲国伝の言う「其王姓白」は、隋代から両伝成立年代の下限(六三六年)までの間に生じた比較的新しい認識あるいは習慣に基づくとも推測できる。

おわりに

本稿の考察をまとめると以下のとおりである。

第一章では前漢・後漢時代にかけて亀茲の王名は個名のみで記録され、姓氏は知られていないことを示した。また後漢時代の王名である白霸・白英の「白」は姓氏ではなく個名の一部であることも明らかにした。

第二章では、三国・西晋・五胡十六国時代の仏教僧の白(帛)姓は亀茲出身者のものとは限定できないことを確認した。白(帛)姓が示しているのは漠然と西域出身であることか、あるいはその者を師匠としてしていることだけである。そのため仏図澄と尸梨蜜も白(帛)姓だけでは亀茲出身とは言えない。

第三章では西晋・五胡十六国時代の白山・帛純・(白)震の王名を検討した。これら王名に含まれる「白(帛)」も姓氏であるとは考えにくいとしたが、完全に否定することは留保した。

第四章では、主に南北朝時代の『魏書』西域伝と「梁職貢図」を取り上げ、その原本に亀茲の王姓の記録は含まれなかったことを論じた。それを基に亀茲の王姓は当時まだ確立していないとした。また仮に過去(帛純の時代)に白(帛)姓が用いられていたとしても、それは南北朝時代には継承されていないことも示した。

第五章では、隋代以前に関わる正史や一部の出土文献における白(帛)姓の亀茲出身者の存在を調査し、結果を示した。明確な白(帛)姓の亀茲出身者の事例は見い出せなかった。

第六章では、『周書』異域伝下・『隋書』西域伝の両亀茲国伝中の、王姓を白とする記述の由来を考えた。その過程で両書の亀茲国伝は主に隋代の文献を共通の史料源としていることを明らかにした。そしてそれは裴矩『西域図記』であろうと推測した。その結果、王姓を白とする記録は隋代までにしか遡れず、北周時代の史実を反映したものではないことがわかった。

以上の結果から、亀茲の王族や出身者の白(帛)姓は後漢時代から用いられ続けたとは到底考えられない。白(帛)姓の一貫性という前提が崩れてしまった以上、その姓氏を持つ亀茲の単一王朝が後漢時代から唐代まで約七百年間存続したという見解も白紙に戻す必要がある。加えて仏図澄と尸梨蜜が亀茲出身であると安易に想定することもできなくなった。これらの問題について従来の諸研究の多くはいわばうがち過ぎであったのである。

一方唐代の文献によれば、亀茲の王・出身者が白(帛)姓を称する習慣が当時広く行われていたのは事実であ

る。本稿の考察結果により、これも単純に南北朝末までの習慣をそのまま踏襲したものとは言えなくなった。南北朝以前の龜茲の王名の白(帛)は、隋・唐代とは異なりほぼ個名の一部であったからである。また隋・唐代の歴代の王の個名中には、白・帛の語やそれらと音韻・意味上関係のある語を見出すことはできない⁶⁶。したがって白姓が龜茲王族・出身者の姓氏として確立したのは隋から唐初にかけてのこととなるであろう。ただしその具体的な過程や要因について考えるには、唐代の編纂史料・石刻文献、あるいは敦煌・吐魯番出土文献中の龜茲出身者や白(帛)姓の事例を広く調べる必要がある。また龜茲王家の白姓と仏教僧の帛姓の関係や、白・帛姓混用から隋唐前後の白姓への一本化という現象も検討すべき課題として残っている。これらについては別の機会に論ずることとした。

註

(1) 包括的な研究の代表例としては「姚薇元一九五八」・「陳連慶一九九三」などがある。ソグド姓の歴史については[Yoshida 2006]・[齊藤二〇〇九]・[齊藤二〇一四]参照。最近、于闐の王族の姓氏を研究したものととして[齊藤二〇一六]・[Wen 2016]がある。[Wen 2016]は于闐の事例等をもとに、漢人や北方遊牧民族とは異なる西域諸国の胡姓の特質を指摘し、新たな観点から胡姓を考察している。

(2) [Lévi 1913]は、白姓を称した白霸は龜茲王「建」の息子で、「建」以来の王朝が八世紀かそれより遅くまで続いたとする(p. 377)。白霸を建の息子としたところは馮承鈞は漢訳していない(四〇頁)。これは憶測にすぎないことを知っているためかもしれない。

龜茲王の白姓についての通説は「羽溪一九一四」三五一一三五四、「姚薇元一九五八」三九八頁、[Liu 1969] p. 11、「陳世良一九八四」一四四頁、「陳連慶一九九三」三六五頁、「薛宗正二〇一二」二五六頁、等にも広く見られる。

〔慶昭卷二〇一三〕も、白姓は白霸以来のものでその王朝が七百年続いたという通説を必ずしも否定していない。しかし、龜茲の宮廷に次第に参入してきた勢力がその正当性を主張するため白姓を維持し続けたという推測を示す。(以上、三九二―三九四頁)。その他にも、唐代史料中の龜茲王の白姓はもともと根拠があったのか、史官が追加した結果なのかわからないとし、龜茲人が白姓を称したのは、隋唐以後では、特に王姓を称したというより、むしろ一種の社会的習慣としての意味合いが強い、と述べる(四一七頁)。

〔Wan 2016〕は、唐より前に白霸・白英・白純の名を伝える正史はこれら王名中の「白」を姓氏であると明言してはいないとしながらも、白姓を後漢以来の龜茲の胡姓と考えている(p. 85)。

(3) 下記の正史の龜茲国伝に白姓の記述がある。『隋書』卷八三西域伝(本稿第六章参照)・『旧唐書』卷一九八西戎伝、五三三〇頁、『唐書』卷二二上、西域伝上、六三三〇頁。他に『太平寰宇記』卷一五六、安西大都護府の条には、「龜茲都護府、本龜茲國。其王姓白、國人總姓白。國法(衍字か)王及大首領相承不絶、他姓不得居之。」(三〇〇頁)とある。『太平寰宇記』は北宋時代に編纂されたが、安西大都護府や龜茲都督府は唐代の統治機関であり、五代以降は存在しないので、当然この条は唐代の記録に基づいたと見てよい。

唐代の史料としては、高宗の乾陵に多くの蕃臣像と共に並べられた二体の龜茲王の石像がある。それぞれの像の背中には白素稽と白回(因?)地羅徽という王名が刻まれている。録文等は「陳国燦一九八〇」一九七・二〇三頁、「慶昭卷二〇一三」四〇二―四〇三頁参照。また八世紀の唐朝支配下のクチャで作成された漢文文書にも白姓を伴う現地人名が多く見られる。〔MCK〕収録の諸文書、「大谷文書」I収録の一五一三号・一五一四号文書、同前書III収録の八〇七四号文書、「郭・王二〇〇七」三五―三七頁収録の「孔目司帖」、等参照。

(4) 「姚薇元一九五八」三九八頁、「陳連慶一九九三」三六五頁。

(5) 龜茲の白(帛)姓の語源問題については「慶昭卷二〇一三」三九二―三九四頁、「張重洲二〇一五」参照。最近、新

漢文史料に見える古代龜茲出身者の白・帛姓の再検討(一)(齊藤)

疆の和田博物館がニヤ遺跡出土の三世紀末から四世紀初め頃のカローシユテイー木簡を四件所蔵しており、その中の一件がクチャ王国発行のものであることが明らかにされた。〔段晴二〇一六〕五四―五五頁。このクチャの木簡を研究した王臣邑氏はその中にクチャ国王 Piriḥhaka の名を認め、名前の構成要素 ḥaka と白(帛)姓との語源的关系を示唆している。〔王臣邑二〇一六〕六七―六九頁。

- (6) 「慶昭荅二〇二三」は、クチャ周辺出土のトカラ語・サンスクリット語文献に現れるクチャ諸王の名を集成している。そしてこれら諸王の名は一貫とした共通成分(語)を含まず、姓氏の存在を反映していないという(三九四頁)。

- (7) 標点本三九一六―三九一七頁。

- (8) 「張徳芳二〇一〇」二八頁。本論文は龜茲に関わる内容を持つ懸泉漢簡を集録している。その中で「簡四」(H90DXIT0213③:123)には「龜茲王使者陶□」¹⁾、「簡六」(V92DXIT1210③:133)には「龜茲王副使支籍□」の名が書かれているが白姓ではない。懸泉漢簡については『敦煌懸泉漢簡積粹』の「前言」・「簡論懸泉漢簡的學術價值」参照。

- (9) 『後漢紀』卷一〇(二八六―二八八頁)、卷一一(三〇〇・三一五頁)卷一二(三三四頁)卷一三(三八九―三九〇頁)等に西域諸国の王名が散見される。

- (10) 「曹全碑」の拓本影印に基づく。ただし字体は標準的な繁字体に統一した。本書影印の拓本は、西林昭一氏の解説(四七頁)によると三井氏聴冰閣旧蔵の明拓未断本である。

- (11) 『後漢書集解』卷八八西域伝、二二丁a(一〇三〇頁)「曹寛」への註。

- (12) 『後漢書集解』卷八八西域伝、二二丁b―二二丁a(一〇三〇頁)、「和得」への註。

- (13) すでに「齊藤二〇一六」三五六―三五七頁、註2で略述した。

- (14) 新疆ウイグル自治区拜城県の喀拉克達格山口には、後漢の永寿四(二五八)年作の「劉平国刻石」がある。内容は「龜茲左將軍劉平国」が山岳地帯に道路を開通させた功績等を顕彰したものである。録文や先行研究の詳細については

「陶喩之二〇一四」参照。刻石の文脈からは劉平国は龜茲国人と推測されるが、名前は完全に漢人風である。これにより当時龜茲国人の中には漢人風の姓名を用いる者がいたことが認められる。しかし左將軍であるところを見ると、劉平国は龜茲国人であっても社会的身分の高い軍人であった可能性がある。そのため西域支配に関わる漢人との関係上、漢人風の姓名を用いた、あるいは漢人側から与えられただけかもしれない。また劉は、姓氏であることは疑いようがないが、漢人の一般的な姓氏である一方、後代まで龜茲国人との強いつながりは特に生じなかった。したがって劉平国の名の存在だけで、当時の龜茲国人の間に漢人風の姓名を名乗る習慣が普及していたと見ることはできない。

(15) 『齊藤二〇〇九』。

(16) この時代を代表する僧伝史料である僧祐『出三藏記集』卷一三―一五・宝唱『名僧伝』・慧皎『高僧伝』の概要と三書の関係については「里道一九八六」参照。

(17) 『出三藏記集』卷一三安玄伝附、白延伝（五二二頁）、『高僧伝』卷一、曇柯迦羅伝附、帛延伝（一三三頁）。

(18) 『鎌田一九八二』一八六―一八七頁。

(19) 宝唱『名僧伝』の目録にも「晉長安城西寺帛法祖二」とある。本書の目録は、東大寺の宗性が書写した『名僧伝指示抄』（東大寺図書館蔵）に残されている。写本のマイクロフィルム紙焼きを筆者が閲読の上、テキストを確認した。

〔統蔵〕第七七卷三四六頁に録文がある。

(20) 『出三藏記集』卷一五、帛法祖伝（五六〇頁）。

(21) 以下引用の内、『名僧伝』目録のテキスト等の扱いは本稿註（19）と同じである。『世説新語』のテキストは目加田誠訳本のものに依り、和訳も参照した。『高僧伝』のテキストは中国仏教典籍選刊本に依り、「吉川・船山二〇〇九―二〇一〇」の和訳も参照した。『封氏聞見記』は趙貞信校注本を用いた。

(22) 以下引用の内、『名僧伝』の目録は本稿註（19）と、『世説新語』・『高僧伝』は本稿註（21）とテキスト等の扱いは同

漢文史料に見える古代龜茲出身者の白・帛姓の再検討（一）（齊藤）

じである。『出三蔵記集』のテキストは中国仏教典籍選刊本に依った。

- (23) 『陳世良一九八四』一四四—一四五頁、「吉川・船山二〇〇九—二〇一〇」(一)六二頁註5は、帛姓の仏教僧を龜茲出身とする。仏図澄を龜茲出身と推定するのは[Wright 1988] p. 446、「湯用彤一九三八」一九一頁、「姚薇元一九五八」三九九—四〇〇頁、「鎌田一九八二」三二一、三三四頁、「陳連慶一九九三」三三六頁、などである。尸梨蜜が龜茲出身である可能性を示唆するのは「姚薇元一九五八」三九九—四〇〇頁、「鎌田一九八二」八八頁、「陳連慶一九九三」三三六頁、である。

- (24) 屬賓の指す地域は時代により変遷がある。その概略については「福島二〇一〇」二四二—二四三頁参照。仏図澄の時代はガンダーラかカシミール地方であろうが、どちらなのかは当人の伝記から判断できない。

- (25) しかし後代の文献には、白姓を伴う龜茲以外の外国僧の名も見られる。白居易は「沃洲山禪院記」(『白氏文集』卷三一、一八六二—一八六四頁)で、晋代に沃洲山に住んだ僧として「羅漢僧西天竺人白道猷」の名を記している。たとえ出自に疑問があるにしても(同前書一八六六頁註六)、白姓を持つ「西天竺人」の伝説があったことは確かである。

- (26) 松田壽男氏は、白山と同時代の焉耆王龍安・龍会は伝説的君主の疑いが濃いとされている。「松田一九七〇」二七七頁参照。現在のところ、この焉耆王二人が現れる『晋書』四夷伝焉耆国の条以外に白山の名の史料源は見当たらない。

- (27) 『十六国春秋』の呂光の龜茲遠征の記事は表に挙げた他に『太平御覽』卷三三六・七六五・八九五・九七二にもある。しかしこれらは帛純・震の名を含まないので、本稿では引用しない。

- (28) 『周一良一九三五』三二二—三二九頁、「町田一九七九」六七—七二頁参照。

- (29) 『十六国春秋』の散逸後、その復元を目指して、明代に屠喬孫を中心として『十六国春秋』(いわゆる屠本)が、清代に湯球により『十六国春秋輯補』が編集された。『十六国春秋』とその復元の試みについては「梶山二〇〇五」・「梶山二〇一〇」参照。呂光の龜茲遠征に関する『十六国春秋』後涼録の記事は、本稿に挙げたように『太平御覽』卷二二

五・巻三〇九に比較的長く引用されて残っており、そこに帛純王の名も多く含まれている。そのため層本『十六国春秋』・『十六国春秋輯補』は利用しなくても問題ないので、本稿ではこれらの利用を控えておく。

(30) 「里道一九八六」。

(31) 「上原一九四九」一二七頁。

(32) 「上原一九四九」一三〇頁。

(33) 表三c-4の『高僧伝』の記述は『出三蔵記集』以外の文献によつて増補されたことは確かである。しかしこの記述は呂光伝系統の記述と共通しているので、史料源はこの系統のさらに古い未知の文献であった可能性がある。現存史料から見るかぎり、それ以外の可能性は想定しにくい。

(34) 明らかに姓氏を含まないにもかかわらず人名の前半が省略されている例を次に挙げておく。

癸卯、大月氏王波調遣使奉獻。以調爲親魏大月氏王。(『三國志』魏書卷三明帝紀、大和三年十二月の条)

この大月氏王の名前「波調」はクシヤン朝の王の名前ヴァースデーヴァ (Vasudeva) の音写と認められ、個名であることが明らかである。ところが引用の後半部では、個名の一部であるはずの「波」の字が省かれている。

(35) 「刁・朱二〇〇八」。

(36) 『魏書』は五五四年の完成(初撰)後、魏収の生存中に二度、没後の五七三―五七四年に一度補訂された。この編纂過程については「内田一九三七」参照。『魏書』西域伝最初の鄯善国の条から大秦国の条までは初撰時に編集されたことがわかつている。本稿に引用する龜茲国・焉耆国・波斯国の条はこの部分に含まれている。一方、本伝の阿鈎羌の条以降は三度の補訂において追加されたものである。本書西域伝の成立・内容・復元については、「船木一九五二」・「船木一九五二」・「榎一九五五」・「内田一九七〇―一九七二」・「内藤一九八四」参照。

(37) 「船木一九五二」・「船木一九五二」・「内田一九七〇―一九七二」・「奈太山二〇〇三」。

漢文史料に見える古代龜茲出身者の白・帛姓の再検討(一)(齊藤)

- (38) 「船木一九五二」一二頁、「余太山二〇〇三」八七頁。
- (39) 「余太山二〇〇三」八七頁。
- (40) 「内田一九七〇―一九七二(中)」、九九頁。
- (41) 「船木一九五二」九一―一〇頁、「内田一九七〇―一九七二(中)」八二―八三・八五頁、「余太山二〇〇三」八七頁。
- (42) 「内田一九七〇―一九七二(中)」、八三頁。余氏も同意見である。「余太山二〇〇三」七九―八〇頁。
- (43) 「余太山二〇〇三」八一頁。
- (44) 「鈴木二〇一四」六頁、「王素二〇一四」五三―五四頁。
- (45) 「王素二〇一四」五〇―五一頁。
- (46) 「趙燦鵬二〇一―a」、「趙燦鵬二〇一―b」、「鈴木二〇一四」三一六頁、「王素二〇一四」四五―四七頁。
- (47) 既に王素氏は北宋模本と張庚模本の龜茲国題記を両方公刊し、それを基に本題記の復元を試みている。「王素二〇一―二」。本稿の北宋模本の龜茲国題記は、「榎一九六四」一一〇・一一一頁の間にある「梁職貢図」の折り込み写真版を基に、「王素二〇一―二」一四〇頁のテキストを参照して作成した。張庚模本の題記は『愛日吟廬書画統録』巻五(一九一三年刻本の北京大学図書館提供デジタル画像、<https://archive.org/details/02094961.cn>)に於て。
- (48) 「王素二〇一―二」一四五頁、「王素二〇一四」五一頁。
- (49) 録文は本稿註47と同じ要領で作成した。凡例は「梁職貢図」龜茲国の題記の本章引用文に従う。
- (50) 「松田一九七〇」一六一―一六二頁、「榎一九六五」四七五―四七六頁。
- (51) 「齊藤二〇〇七」八一―九頁。
- (52) 「周一良一九五〇」一九四―一九五頁、「陳連慶一九九三」三六七頁は屠各胡・稽胡・山胡等の白姓の者の起源と龜茲・西域との関係を示唆する。しかし両氏の考えは白姓と「胡」という共通点による類推に過ぎず、根拠不十分である。

と思われる。これらの種族は匈奴系であり、龜茲・西域出身である明証は史書にない。屠各胡・山胡・稽胡の起源については「馬長寿一九八五」九頁、「滝川二〇〇九」四〇―四一頁、「北村二〇一一」三頁参照。

- (53) 墓誌ではないが、『広武將軍□産碑』（前秦建元四（三八六）年作）には、白あるいは帛姓を称する計六人の名が記されている（録文：「馬長寿一九八五」二四―二五頁間の折り込み）。この中の二人は酋長の身分を持ち漢人ではない。そのため馬長寿氏は、通説を基にこれら人物と龜茲国人との関係を示唆する。「馬長寿一九八五」三三頁。しかし碑文には龜茲との関係を窺わせる記述は何もない。

明らかな龜茲人としては、突厥経由で北周に入国した音楽家の蘇祇婆という人物が知られるが、白（帛）姓を付けていない。『隋書』卷一四音楽志中（三四五頁）。

- (54) 「石墨林二〇〇二―二〇〇五」・「石墨林二〇一二」と、「李・王一九九六」・『新獲吐魯番出土文書』卷末の人名索引を用いて検索した。

- (55) 本文書（73TAM514:2/6.2/7.2/9 および 73TAM514:2/10.2/11.2/8）は『吐魯番出土文書』壹、四五〇―四五三頁に録文がある。白迦門賊の名は同書四五一頁の写真版・録文に見られる。この文書は紀年が残っていないものの、「朱雷一九八〇」七五―七六頁の考証により麴氏高昌国時代のものとして認められる。

- (56) 名は「高昌国人名列記」（大谷一四六五文書、『大谷文書集成』I 図版に写真、六四頁に録文あり）に見られる。本文書が麴氏高昌国時代のものであるとの比定も、『大谷文書集成』I に基づく。

- (57) 敦煌など河西地域で出土した五胡十六国・南北朝時代の文献の中で把握しているものを挙げると、

・白双氏（縁禾三（四三四）年七月白双氏仏塔銘）、酒泉出土、録文：「關尾一九九〇」三頁

・白醜女・白乙升・白醜奴（スタイン敦煌文献 S 63 「西魏大統一三（五四七）年瓜州効穀郡？計帳」記載の住民名、
「池田一九七九」一五八・一六一・一六三頁参照）

漢文史料に見える古代龜茲出身者の白・帛姓の再検討（一）（齊藤）

がある。これらからは五胡十六国・南北朝時代の河西地域で白姓の住民は珍しくなかったことが推測される。しかしこれらの住民が龜茲出身者などの胡人であるかどうかは、記載された文献の内容からはわからない。

- (58) 『魏書』西域伝(現行本)・『周書』異域伝・『隋書』西域伝・『北史』西域伝のテキスト間の複雑な関係については「船木一九五一」・「船木一九五二」・「内田一九七〇—一九七二」・「余太山二〇〇三」、本稿第四章(二)参照。ただし『周書』異域伝下の現行本は他の前記三書からのテキストの混入はなく。[Miller 1959] pp. 49-51 参照。

- (59) 『周書』と『隋書』の成立年代については、『旧唐書』卷三太宗紀下の貞観十年正月壬子の条(四五一—四六頁)、「北村一九八〇」三二—三三頁参照。

- (60) 『周書』・『隋書』の波斯国の条を比べると、『隋書』の方が簡略である。しかし『隋書』の対応記事は『周書』の方にも見られ内容や字句の共通点や類似点も見られるので(附表二参照)、共通の文献を原史料としてしていると認められる。おそらくその史料も裴矩『西域図記』であろう。しかし龜茲国・焉耆国の条が、若干の出入りを別にすれば両書の叙述の順序や字句が大部分共通あるいは類似しているのと比べると、波斯国の条は両書相互の違いがより目立つのも確かである。朝貢の記事(叙述16)以外にも、『周書』側の叙述6・7・13・14の対応記事が『隋書』側に見られないという違いがある。また細かい記述の面でも食い違いがあり、波斯国の玉座(叙述5)を『周書』は「金羊床」と表現するのに対し、『隋書』は「金師子座」とする。また刑法について(叙述9)、『周書』は死刑の方法を記録するのに対し、『隋書』は国に死刑がないとする。そして税制について(叙述10)『周書』は、土地に応じて課税すると述べるのに対し、『隋書』は人頭税を記録する。これらの点は『周書』・『隋書』間で別の記録が参照されているためとも考えられる。隋の煬帝は波斯国へ李昱という使者を直接派遣し、同国の使者を伴って帰国したことが『隋書』波斯国伝から知られる。このため隋には、波斯国について裴矩『西域図記』以外にも確かな情報源があったことは明らかである。したがって両書に違いがあるのは、『隋書』波斯国伝の方にだけ李昱からの情報が反映されて情報が修正されたためかもしれない。

『隋書』の龜茲国伝・焉耆国伝と比べ、波斯国伝の編集にはもう少し複雑な背景があったようである。

(61) 『嶋崎一九六二』二五四—二五五頁、二九四頁註3、三三三頁。

(62) 裴矩『西域図記』の制作年代や佚文、『隋書』西域伝との関係については「内田一九七三」・「李錦繡二〇一一」・「顔・高二〇一六」等参照。

(63) 西域事情を伝える文献の内、従来の正史西域伝のような代表的なものに載っていないという点では正しい認識である。しかし厳密には正しくない。本章で述べたように隋以前の「梁職貢図」には姓氏は記録されていた。北魏に内附した車師国出身者は車姓、鄯善国の王族は鄯姓を称した。「刁・朱二〇〇八」参照。また北周に朝貢した鄯善国の王弟鄯米の名は『周書』の異域伝だけでなく紀にも現れるので、北周の朝貢記録に名があつてこれに基づいているはずである。裴矩はこれらに関する文献を参照することができなかったのである。

(64) 『通典』卷一九二边防八西戎四の大宛の条には「隋時蘇對沙那國、即漢大宛也。…隋西域圖記云、…又云、王姓蘇色匿、字底失槃陀。積代承襲不絶。」とある。この中で「蘇色匿」は王姓として記録されているのは確かであるが、ウストゥルシヤナの音写とも思われ、本当の姓氏であるか疑わしい。

(65) 『周書』・『隋書』の兩龜茲国伝間の全般的な類似性を考えると、『周書』側の「即後涼呂光所立白震之後」(表五3)の記述だけ北周の独自の記録に依つたと想定することも難しいであろう。

(66) 本稿註6参照。ただし隋代以降、龜茲出身者の白姓が確立する過程で、過去の龜茲王の個名に白(帛)が含まれていたことが勘案された可能性までは否定しないでおく。

(67) この問題を過去に論じたものとしては「劉盼遂一九三〇」・「向達一九三二」がある。

文献目録

略号・史料

- 『曹全碑』…『曹全碑 後漢』中国法書選8、二玄社、一九八八年。
『統蔵』…『新纂大日本統蔵経』九〇巻、国書刊行会、一九七五—一九八九年。
『二十四史人名索引』…『二十四史人名索引』、中華書局、北京、一九九八年。
『標点本』…標点本二十四史、中華書局、北京。

[MCK] : *Les manuscrits chinois de Koutcha. Fonds Pelliot de la Bibliothèque Nationale de France.* Éric Trombert ed. Paris :

Institut des Hautes Études Chinoises, Collège de France, 2000.

- 『大谷文書集成』I—IV、小田義久編著、法蔵館、一九八四—二〇一〇年。
『高僧伝』慧皎撰(中国仏教典籍選刊、中華書局、北京、一九九七年)。
『後漢紀』袁宏撰(『後漢紀校注』周天游校注、天津古籍出版社、天津、一九八七年)。
『後漢書集解』上・下、王先謙註(『民国四年虚受堂刊本の影印』中華書局、北京、一九八四年)。
『出三蔵記集』僧祐撰(中国仏教典籍選刊、中華書局、北京、一九九七年)。
『新獲吐魯番出土文書』上・下、榮新江・李肖・孟憲実主編、中華書局、北京、二〇〇八年。
『太平寰宇記』樂史撰(王文楚点校、全九冊、中国古代地理総志叢刊、中華書局、北京、二〇〇七年)。
『太平御覽』李昉等撰(『南宋蜀刊本ほかの影印本』中華書局、北京、一九六三年)。
『通典』杜佑撰(王文錦ほか点校、全五冊、中華書局、北京、一九八八年)。
『東觀漢記校注』上・下、吳樹平校註、中国史学基本典籍叢刊、中華書局、北京、二〇〇八年。
『吐魯番出土文書』壹肆、中国文物研究所他編、文物出版社、北京、一九九二—一九九六年)。

『敦煌縣泉漢簡積粹』 胡平生・張德芳編著、上海古籍出版社、上海、二〇〇一年。

『白氏文集』 白居易撰（『白居易文集校注』 第一—四冊、謝思煒校註、中國古典文學基本叢書、中華書局、北京、二〇一一年）。

『八家後漢書輯注』 上・下、周天游輯註、上海古籍出版社、上海、一九八六年。

『封氏聞見記』 封演撰（『封氏聞見記校注』 趙貞信校註、歷代史料筆記叢刊、唐宋史料筆記叢刊、中華書局、北京、二〇〇五年）。

『名僧伝指示抄』 文暦二（一二三五）年、宗性書写、東大寺図書館蔵、所蔵番号：一一三函一七号一冊。『新纂大日本統藏

經』 第七七卷、三四六b—三五〇c、三五九b—三六二c収録。

その他（日文・中文は五十音順）

池田温（一九七九）：『中国古代籍帳研究—概観・録文—』 東京大学出版会。

上原専祿（一九四九）：『鳩摩羅什考』 『二橋論叢』 第二二卷第一号、二二〇—二四九頁。

内田吟風（一九三七）：『魏書の成立に就いて』 『東洋史研究』 第二卷第六号、一一—二九頁。

——（一九七〇—一九七二）：『魏書西域伝原文考釈（上）・（中）・（下）』 『東洋史研究』 第二九卷第一号、八三—一〇六頁。

同第三〇卷第二三三号、八二—一〇一頁。同第三二卷第三号、五八—七二頁。

——（一九七三）：『隋裴矩撰「西域図記」遺文纂考』 『藤原弘道先生古希記念史学仏教学論集』 藤原弘道先生古希記念会、二一五—二八頁。

榎一雄（一九九五）：『魏書粟特国伝と匈奴・フン同族問題』 同『榎一雄著作集』 三一—中央アジア史3—、汲古書院、一九九三年、三一五〇頁収録。

——（一九六四）：『梁職貢図について』 同『榎一雄著作集』 七—中国史—、汲古書院、一九九四年、一〇六一—二九頁収録。

—— (一九六五) : 『エフタル民族の人種論について』 同『榎一雄著作集』——中央アジア史1、汲古書院、一九九二年、四六二—五〇一頁収録。

王臣邑(二〇一六) : 『和田博物館蔵源于龜茲国的一件佉盧文木牘』 『西域研究』二〇一六年第三期、六五—七四頁。
王素(二〇一二) : 『梁元帝《職貢圖》の龜茲国使』 『題記疏証』 『龜茲学研究』第五輯、一三九—一四五頁。

—— 『菊地大・速水大訳』(二〇一四) : 『梁職貢圖と西域諸国——新出張庚模本「諸蕃職貢図卷」がもたらす問題——』 鈴木靖民・金子修一編『梁職貢圖と東部ユーラシア世界』 勉誠出版、四五—六六頁。

霍旭初(二〇一三) : 『古代仏僧「帛」姓考辨』 『西域研究』二〇一三年第三期、六五—七三頁。

郭富純・王振芬(二〇〇七) : 『旅順博物館蔵西域文書研究』 万卷出版、瀋陽。

梶山智史(二〇〇五) : 『崔鴻『十六国春秋』の成立について』 『明大アジア史論集』一〇号、一〇六—一二五頁。

—— (二〇一〇) : 『屠本『十六国春秋』考——明代における五胡十六国史研究の一斑——』 『史学雑誌』第一一九卷第七号、四〇—六四頁。

—— (二〇一三) : 『北朝隋代墓誌所在総合目録』 明治大学東洋史資料叢刊一一、明治大学文学部東洋史研究室。

鎌田茂雄(一九八二) : 『中国仏教史』——第一卷 初伝期の仏教——、東京大学出版会。

顔世明・高健(二〇一六) : 『裴矩《西域図記》研究拾零——兼与余太山、李錦繡二先生商榷——』二〇一六年第三期、九三—一〇二頁。

北村一仁(二〇一一) : 『「山胡」世界の形成とその背景——後漢末—北朝期における黄河東—西岸地域社会について——』 『東洋史苑』第七七号、一一三八頁。

北村高(一九八〇) : 『隋書』西域伝について——その成立と若干の問題—— 『龍谷史壇』第七八号、三二—四五頁。
慶昭蓉(二〇一三) : 『龜茲石窟現存題記中的龜茲国王』 『敦煌吐魯番研究』第一三卷、三八七—四一八頁。

向達「寛明」(一九三〇)、「論龜茲白姓答劉盼遂先生」張国領・裴孝曾主編『龜茲文化研究』(一)、新疆人民出版社、烏魯木齊、二〇〇六年、一九九—二〇〇頁再録。

齊藤達也(二〇〇七)、「安息国・安国とソグド人」『国際仏教学大学院大学研究紀要』第一一〇号、一—三三頁。

——(二〇〇九)、「北朝・隋唐史料に見えるソグド姓の成立について」『史学雑誌』第一一八編第一二〇号、三八—六三頁。

——(二〇一四)、「中国におけるソグド姓の歴史」森部豊編『ソグド人と東ユーラシアの文化交流』アジア遊学一七五、勉誠出版、三〇—四五頁。

——(二〇一六)、「漢語文献におけるコータン(于闐)王族の姓氏—出土文献と編纂史料による再検討—」『敦煌写本研究年報』第一〇号第二分冊、三五七—三七〇頁。

里道徳雄(一九八六)、「南朝三僧伝の研究(一)」『東洋学研究』(東洋大学)第二〇号、六一—一〇二頁。

嶋崎昌(一九六一)、「隋書高昌国伝解説」同『隋唐時代の東トウルキスタン研究—高昌国史研究を中心として—』東京大学出版会、一九七七年、三一—三四〇頁収録。

周一良(一九三五)、「魏収之史学」同『周一良集』—第一卷 魏晋南北朝史論—、遼寧教育出版社、瀋陽、一九九八年、三〇〇—三四五頁収録。

——(一九五〇)、「北朝の民族問題与民族政策」同『周一良集』—第一卷 魏晋南北朝史論—、遼寧教育出版社、瀋陽、一九九八年、一四九—二三三頁収録。

朱雷(一九八〇)、「魏氏高昌王国的称価銭—魏朝税制零拾—」『朱雷敦煌吐魯番文書論叢』上海古籍出版社、上海、二〇一二年、七四—八七頁収録。

鈴木靖民(二〇一四)、「東部ユーラシア世界史と東アジア世界史—梁の国際関係・国際秩序・国際意識を中心として—」鈴木靖民・金子修一編『梁職貢図と東部ユーラシア世界』勉誠出版、三—四四頁。

漢文史料に見える古代龜茲出身者の白・帛姓の再検討(一)(齊藤)

關尾史郎(一九九〇)：「酒泉出土五世紀仏塔刻銘集成—附、西安收集四世紀金錯泥箆刻銘—」『吐魯番出土文物研究会會報』第三一號、一—四頁。

石墨林(二〇〇二—二〇〇五)：『《大谷文書集成》(壹)・(貳)・(參)人名地名索引—附録与其它吐魯番文書互見の人名地名』

『魏晉南北朝隋唐史資料』第一九輯、二三三—二六八頁、同第二〇輯、二八四—三〇七頁、同第二二輯、一三六—一五三頁。
——(二〇一二)：『《吐魯番伯孜克里克石窟出土漢文佛教典籍》、《大谷文書集成・肆》人名地名索引』『魏晉南北朝隋唐史資料』第二八輯、三〇三—三〇八頁。

薛宗正(二〇一二)：「仏教初伝与龜茲白氏王朝」『龜茲学研究』第五輯、二五〇—二六六頁。

滝川正博(二〇〇九)：「北周における『稽胡』の創設」『史観』第一六〇冊、三七—五六頁。

段晴(二〇一六)：「薩迦牟雲の家園—以尼雅29号遺址出土佐盧文書觀鄯善王国的家族与社会—」『西域研究』二〇一六年第三期、五四—六四頁。

趙燦鵬(二〇一一 a)：「南朝梁元帝《職貢圖》題記佚文的新發現」『文史』二〇一一年第一輯、一一—一八頁。

——(二〇一一 b)：「南朝梁元帝《職貢圖》題記佚文統拾」『文史』二〇一一年第四輯、二三七—二四二頁。

張重洲(二〇一五)：「龜茲白姓来源問題研究綜述」『高校社科動態』二〇一五年第二期、一六—一八・三五頁。

刁淑琴・朱鄭慧(二〇〇八)：「北魏鄯乾、鄯月光、于仙姬墓志及其相關問題」『河南科技大學學報(社會科學版)』第二十六卷第六期、一三一—一六頁。

張德芳(二〇一〇)：「簡論西漢和新莽時期龜茲的歷史地位及其与漢王朝的關係」『西域文史』第五輯、二一—三〇頁。

陳国燦(一九八〇)：「唐乾陵石人像及其銜名的研究」『文物集刊』二、一八九—二〇三頁。

陳世良(一九八四)：「龜茲白姓与仏教東伝」同『西域仏教研究』新疆美術攝影出版社、二〇〇八年、一四四—一五八頁收録。

陳連慶(一九九三)：『中国古代少数民族姓氏研究』吉林文史出版社、長春。

- 陶喩之(二〇一四)：『東漢劉平国刻石研究資料彙編』榮新江・朱玉麟主編『西域考古・史地・語言研究新視野——黃文弼與中瑞西北科學考察團國際學術研討會論文集——』科學出版社、北京、四〇〇—四五八頁。
- 湯用彤(一九三八)：『漢魏兩晉南北朝佛教史』上・下、弘學叢書、商務印書館、長沙。
- 内藤みどり(一九八四)：『魏書』西域伝の構成について『早稲田大学文学部東洋史研究室編『中国正史の基礎的研究』早稲田大学出版部、一四七—一八〇頁。
- 羽溪了諦(一九一四)：『西域之佛教』森江書店。
- 馬長寿(一九八五)：『碑銘所見前秦至隋初的関中部族』中華書局、北京。
- 馮承鈞(一九七六)：『西域南海史地考証論著彙集』中華書局香港分局、香港。
- 福島恵(二〇一〇)：『鬮賓李氏一族攷——シルクロードのバクトリア商人——』同『東部ユーラシアのソグド人——ソグド人漢文墓誌の研究——』汲古叢書一四〇、汲古書院、二〇一七年、二二五—二五九頁、改訂収録。
- 船木勝馬(一九五二)：『魏書西域伝考(一)』『東洋史学』二号、五五—七四頁。
- (一九五二)：『魏書西域伝考(二)』『東洋史学』五号、一一—一八頁。
- 町田隆吉(一九七九)：『二・三世紀の匈奴について——『晋書』卷10劉元海載記解釈試論——』『社会文化史学』一七号、六六—八七頁。
- 松田壽男(一九七〇)：『古代天山の歴史地理学的研究』増補版、早稲田大学出版部。
- 目加田誠「訳」(一九七五—一九七八)：『世説新語』上・中・下、新釈漢文大系七六—七八、明治書院。
- 桃山岬介「解説」(一九八五)：『漢碑——曹全碑・孔宙碑・張遷碑——』書聖名品選集一六、マール社。
- 姚薇元(一九五八)：『北朝胡姓考』(修訂本、中華書局、北京、二〇二二年)。
- 吉川忠夫・船山徹「訳」(二〇〇九—二〇一〇)：『高僧伝』(一)——(四)岩波文庫、岩波書店。

- 余大山(二〇〇三):『《魏書・西域伝》原文考』同『兩漢魏晉南北朝正史西域伝研究』中華書局、北京。
- 李錦繡(二〇一一):『《西域図記》考』『欧亚学刊』(国際版)新一輯、三五九—三七四頁。
- 李方・王素(一九九六):『吐魯番出土文書人名地名索引』文物出版社、北京。
- 劉昫等(一九三〇):『唐代白氏爲蕃姓之史料二事』『女師大學術季刊』第一卷第四号、一一二頁。
- Lévi, Sylvain (1913): "Le "tokharian B", langue de Koutcha ". *Journal asiatique* 11ème série, t. 2, pp. 311-380. (馮承鈞訳「所謂之種吐火羅語即龜茲語考」同訳『吐火羅語考』中華書局、北京、一九五七年、一一—四二頁所収)。
- Liu Mau-tsai [劉茂才] (1969). *Kutscha und seine Beziehungen zu China vom 2. Jh. v. bis zum 6. Jh. n. Chr.* 2 Bde. Asiatische Forschungen. Monographienreihe zur Geschichte, Kultur und Sprache der Völker Ost- und Zentralasiens. Bd. 27. Wiesbaden: Harrassowitz.
- Miller, Roy Andrew (1959). *Accounts of Western Nations in the History of the Northern Chou Dynasty*. Chinese Dynastic Histories Translations, no. 6. Berkeley: University of California Press.
- Wen Xin [文愷] (2016): "What's in a surname?: Central Asian Participation in the Culture of Naming of Medieval China." *Tang Studies* 34-1, pp. 73-98.
- Wright, Arthur Frederick (1948): "Fo-t'o-teng". Rpt. in *Studies in Chinese Buddhism*. By Arthur Frederick Wright. New Haven: Yale University Press, c1990, pp. 34-68, 129-148.
- Yoshida Yuraka [埴田鞠] (2006): "Personal Names, Sogdian i. In Chinese Sources." *Encyclopaedia Iranica*. August 15, 2006. <<http://www.iranica.com/>> [二〇一七年二月一日閲覧]

附表一 『周書』・『隋書』の焉耆国伝の記述

		『周書』卷五〇、異域伝下					『隋書』卷八三、西域伝				
1	焉耆國、在白山之南七十里、	1	焉耆國、都白山之南七十里、〔漢時舊國也。〕								
2	東去長安五千八百里。										
3	其王姓龍、〔即前涼張軌所〔封〕〔討〕龍熙之胤。〕	3	其王姓龍、〔字突騎。〕								
4	所治城方二里。部內凡有九城。	4	都城方二里。國內有九城。〔勝兵千餘人。〕								
5	〔國小民貧。〕無網紀法令。〔兵有弓刀甲稍。〕	5	國無網維。								
6	婚姻畧同華夏。死亡者皆焚而後葬。其服制滿七日則除之。丈夫竝剪髮〔以為首飾。〕										
7	文字與婆羅門同。〔俗事天神。〕竝崇信佛法。〔尤重二月八日、四月八日。是日也、其國咸依釋教、齋戒行道焉。〕	7	其俗奉佛、書類婆羅門。								
8	〔氣候寒、土田良沃。穀有稻粟菽麥。畜有馳馬牛羊。養蠶不以為絲、唯充綿纈。俗尚蒲桃酒、兼愛音樂。〕	6	婚姻之禮有同華夏。死者焚之。持服七日。男子剪髮。								
9	〔南去海十餘里、〕有魚鹽蒲葦之饒。	9	有魚鹽蒲葦之利。								
10	保定四年、其王遣使獻名馬	2	〔東去高昌九百里、西去龜茲九百里、皆沙磧。〕東南去瓜州二千二百里。								
		10	大業中、遣使貢方物								

※ 凡例は本稿表五参照。

附表二 『周書』・『隋書』の波斯国伝の記述

<p>1 波斯國、「大月氏之別種」治蘇利城、古條支國也。</p>	<p>『周書』卷五〇、異域伝下 『隋書』卷八三、西域伝 波斯國、都「達曷水之西」蘇闐城、即條支之故地也。</p>
<p>2 東去長安一萬五千三百里。</p>	<p>4 其王「字庫薩和」。</p>
<p>3 城方十餘里、「戶十餘萬」。</p>	<p>都城方十餘里。</p>
<p>4 王「姓波斯氏(氏?)」。</p>	
<p>5 坐金羊床、戴金花冠、衣錦袍、「織成帔、皆飾以珍珠寶物」。</p>	
<p>6 「其俗、丈夫剪髮、戴白皮帽、貫頭衫、兩廂近下開之、並有巾帔、緣以織成。婦女服大衫、披大帔、其髮前為髻、後被之、飾以金銀華、仍貫五色珠、絡之於膊。」</p>	
<p>7 「王於其國內別有小牙十餘所、猶中國之離宮也。每年四月出遊處之、十月乃還。王即位以後、擇諸子內賢者、密書其名、封之於庫、諸子及大臣皆莫之知也。王死、乃眾共發書視之、其封內有名者、即立以為王、餘子各出就邊任。兄弟更不相見也。國人號王曰翳曠、妃曰防步率、王之諸子曰殺野。大官有摸胡壇、掌國內獄訟、泥忽汗掌庫藏關禁、地卑勃掌文書及眾務。次有遏羅訶地、掌王之內事、薩波勃掌四方兵馬。其下皆有屬官、分統其事。」</p>	<p>8 「勝兵二萬餘人、」乘象而戰。</p>
<p>8 「兵器有甲稍圍排劍弩弓箭。」戰竝乘象、「每象百人隨之。」</p>	<p>9 國無死刑、「或斷手則足、沒家財」或剃去其鬚、或繫排於項、以為標異。</p>
<p>9 其刑法、重罪懸諸竿上、射而殺之、「次則繫獄、新王立乃釋之。輕罪則劓、剔若髻、」或翦半鬚、及繫排於項上、以為恥辱。「犯彊盜者、禁之終身。姦貴人妻者、男子流、婦人割其耳鼻。」</p>	

16				15	14	13	12	11	10
魏廢帝二年、其王遣使來獻方物。				〔其五穀及禽獸等、與中夏畧同、唯無稻及黍稷。〕土出名馬、 〔及晚、富室至有數千頭者。〕又出白象、師子、大鳥卵、珍 珠、離珠、頗黎、珊瑚、琥珀、瑠璃、馬瑙、水晶、瑟瑟、 金、銀、鎰石、金剛、火齊、鑛鐵、銅、錫、朱沙、水銀、綾 錦、白疊、氍毹、毼毼、赤麋皮、及薰六、鬱金、蘇合、 青木等香、胡椒、華撥、石蜜、千〔牛〕〔年〕棗、香附子、 訶黎勒、無食子、鹽綠、雌黃等物。	〔氣候暑熱、家自藏冰。地多沙磧、引水溉灌。〕	〔以六月為歲首、尤重七月七日、十二月一日。其日、民庶以 上、各相命召、設會作樂、以極歡娛。又以每年正月二十日、 各祭其先死者。〕	死者多棄屍於山。一月治服。〔城外有人別居、唯知喪葬之事、 號為不淨人。若入城市、搖鈴自別。〕	〔俗事火祆神。〕婚合亦不擇尊卑、諸夷之中、最為醜穢矣。 〔民女年十歲以上有姿貌者、王收養之、有功勳人、即以分賜。〕	賦稅則准地輸銀錢。
16	2			15	5		12	11	10
揚帝遣雲騎尉李昱使通波斯、尋遣使隨豆貢方物。	〔西去海數百里、東去穆國四千餘里、西北去拂菻四千五百 里。〕東去瓜州萬一千七百里。	〔突厥不能至其國、亦羈縻之。波斯每遣使貢獻。〕	土多良馬、〔大驢〕師子、白象、大鳥卵、真珠、頗黎、獸魄、 珊瑚、瑠璃、碼碯、水精、瑟瑟、〔呼洛羯〕呂騰、〔火齊〕金 剛、金、銀、鎰石、銅、鑛鐵、錫、錦疊、〔細布〕氍毹、毼 毼、〔護那、越諾布、檀、金縷織成〕赤麋皮、朱沙、水銀、 薰陸、鬱金、蘇合、青木等諸香、胡椒、華撥、石蜜、半蜜、 千年棗、附子、訶黎勒、無食子、鹽綠、雌黃。	王著金花冠、坐金師子座、〔傅金屑於鬚上以為飾、〕衣錦袍、 〔加瓔珞於其上。〕		人死者、棄屍于山、持服一月。	妻其姊妹。	人年三歲已上、出口錢四文。	

※ 凡例は本稿表五参照。

Summary

Reexamining the Surname Bai (白・帛) of People from Ancient Kucha Appearing in Chinese Sources

—From the Former Han Period through the Sui Period—

SAITÔ Tatuya

From the Later Han period on, people from the Western regions in China gradually adopted surnames typical of their countries of origin. This type of surname is called *huxing* 胡姓. Therefore, a study on *huxing* is important for tracing those people's activities in China in Chinese literature. The people from Kucha are no exception, and they are commonly believed to have continued using the surname Bai (白 or 帛) since the Later Han period. This paper reexamines the prevailing theory.

This paper investigated the names of successive kings of Kucha, focusing on Baiba 白霸 and Baiying 白英, stated in *Houhan shu* 後漢書, and Baichun 帛純, in *Shiliuguo chunqiu* 十六國春秋 (partly surviving through quotations). The Bai included in these names has long been believed to be their surname. However, the letter Bai (白 or 帛) is not omitted, even though the names of such kings consecutively appear in such literature. In Chinese literature, it is a common practice to state one's surname just once and omit it thereafter, when a name is stated multiple times. From the perspective of this practice, the names Baiba, Baiying, and Baichun are considered first names, not including surnames.

In the third and fourth centuries, some Buddhist monks from foreign countries that were active in China had the surname Bai. The reexamination of this fact indicated no conclusive evidence that the use of the surname Bai was allowed only for people from Kucha. It also showed

that, just because Fotudeng 仏圖澄 and Shilimi 尸梨蜜, Buddhist monks from the Western regions, had the surname Bai, they cannot be said to have originated from Kucha.

Considering those observations and other related records, we have concluded that the custom for the royal family and the people from Kucha to adopt the surname Bai did not start in the Later Han period. We believe this custom was established sometime from the Sui period to the Early Tang period, which is later than commonly believed.

*Library Staff,
International College
for Postgraduate Buddhist Studies*

漢文史料に見える古代龜茲出身者の白・帛姓の再検討（二）（齊藤）